

# 保育ニーズの将来展望と対応の在り方

調査部 主任研究員 池本 美香  
調査部 副主任研究員 立岡 健二郎

## 目 次

1. はじめに
  2. 保育施設の整備における問題点
    - (1) 当面の待機児童解消への偏重
    - (2) 過去の保育観をベースとした検討
    - (3) 施設不足と過剰整備
  3. 長期的な保育所・幼稚園ニーズの試算
    - (1) 試算の考え方
    - (2) 全国ベースの試算結果
    - (3) 都道府県別の試算結果
  4. これからの保育施設整備の在り方
    - (1) 保育の将来ビジョンの策定
    - (2) 当面の待機児童対策の在り方
    - (3) 長期的な保育ニーズの変化への対応
  5. おわりに
- 補論. 保育ニーズの試算方法と47都道府県の保育ニーズの試算結果

## 要 約

1. 現在の保育政策は、待機児童解消に向けた保育所整備一辺倒の観があるが、乳幼児人口の減少は今後数十年にわたって続くことが必至であり、保育事業者や保育士を目指す人にとって、事業参入・継続やキャリア形成の先行きに不透明感あるいは不安感が強いのが実態である。それが供給制約要因ともなっている。この点がわが国の保育政策では忘れられがちである。今求められているのは、長期的な時間軸を明確に視野に入れた保育ビジョンである。そのビジョンとは、保育の量的ニーズの行方はもちろん、子どもを取り巻く環境の変化や国際的な保育政策の動向などを踏まえれば、保育に求められる機能そのものの変化、すなわち質的ニーズについても捉えられていなければならない。そこで本稿では、長期的な保育の量的ニーズを試算したうえで、今後の対応の在り方について検討した。

2. 現行の保育施設整備に関しては、主に三つの問題点が指摘できる。第1に、議論が都市部を中心とする当面の保育所待機児童問題に偏っていることである。国は市町村に対し、ニーズ調査をふまえて必要量を整備する計画の策定を求めているものの、計画期間は5年と短く、かつ、計画策定の主眼は保育供給量の拡大にあり、子どもの人数減への対応といった長期的な視野に欠けている。

第2に、保育の質的ニーズの変化を踏まえた保育の在り方について検討が遅れていることである。子どもや親のニーズの多様化や複雑化、教育政策における乳幼児期への注目、子どもの権利条約との整合性の確保など、時代の要請に応えるための制度の在り方に関する議論が著しく不足している。

第3に、都市部と地方といった地域間、保育所と幼稚園といった施設形態間で資源の偏在があり、非効率となっていることである。都市部で保育所が不足する一方、地方ではむしろ過剰整備が懸念され、わが国全体で見れば、保育所が不足する一方、幼稚園が余っている。待機児童解消策として期待された認定こども園や企業主導型保育事業は、本来必要とされている都市部よりむしろ地方で増える傾向がみられる。

3. 出生率は国の中位推計、保育所利用希望割合は過去10年と同様のペースで上昇するという想定にもとづく試算結果（標準ケース）では、保育所と幼稚園をあわせた保育ニーズは、2015年の実績385万人がピークで、以降低下し2040年には327万人となる。一方、出生率・母親の就業率ともにこれまで以上のペースで上昇した場合（高出生率・高就業率ケース）、一般的な通念と異なり、保育ニーズは2020年以降420万人前後の高水準で推移する。少子化対策、女性の活躍推進が結実すれば、保育ニーズは現在よりむしろ増加する可能性すらある。

ただし、保育所と幼稚園では様相が異なり、幼稚園ニーズの減少が著しい。例えば、全国ベースの標準ケースでは、保育所ニーズは2015年実績の233万人から、2020年には254万人になり、以降2040年までほぼ横ばいで推移する。他方、幼稚園ニーズは女性の就業率上昇が需要減要因となり、2015年の実績151万人から、2040年には64万人と半分以下になる。

都道府県別にも状況が異なる。標準ケースでは、現在待機児童数が最も多い東京都でも、保育ニーズは、2015年実績の38.2万人から2040年には33.0万人に減少する。

同様に、5歳未満人口の減少率が最も小さいと推計されている愛知県でも、保育ニーズは、2015年実績の23.8万人から、2040年には22.7万人に減少する。ただし、愛知県のように子どもの人数が一定程

度維持される県では、母親の就業率が上がることで保育ニーズはむしろ増えることも予想される。

他方、5歳未満人口の減少率が最も大きいと推計される青森県では、2015年実績の4.0万人から、2040年には2.9万人に減少する。青森県のような子どもの人数の減少が著しい県では、母親の就業率が高まることで幼稚園ニーズはほぼゼロになる。

4. 以上の試算は、今後総じて保育ニーズは量的な減少局面に入るが、政策対応次第では向こう20年間にわたって水準が維持される可能性もあること、内容的には幼稚園から保育所へのシフトが大きく進むことを物語る。これをふまえ、国と地方にはそれぞれ次のような役割が期待される。国には、保育ニーズ減少時代の到来を機に、保育の当事者にとって指針となる保育の将来ビジョンを策定することである。ビジョンには、本稿で示したような地域別の保育の量的ニーズの長期的な見通しと、質的ニーズの変化も踏まえた保育制度の在り方の二つが柱となろう。地方には、国の保育ビジョンをふまえて、各地域でより長期の保育の在り方を検討することである。
5. 当面の待機児童対策についても、対症療法的なものではなく、そうしたビジョンの一環に位置付けられるべきである。そうであれば、施設の新設よりも遊休資源の徹底活用がとりわけ重視されるはずである。第1に、幼稚園児の放課後時間帯の保育を幼稚園に担わせることが園の負担となっていることから、小規模保育や放課後児童クラブでカバーできるように、両事業の年齢制限を緩和することである。第2に、保育所不足の都市部居住者が、一時的移住などの手段によって地方の保育所利用が容易になるように、全国の遊休資源に関する情報を国が集約し開示することである。
6. 長期的に、量的・質的にニーズが変化していくことに対しては、まず、量的ニーズの減少に対しては、主に三つの対応が考えられる。一つ目は、小中学校の統廃合や医療における地域医療構想などの先例にならい、地域別の保育ニーズの将来推計に基づき、都道府県もしくは市町村レベルで当事者同士が議論する仕組みを導入することである。二つ目は、市場機構の活用である。子どもの数が減るなか、利用者選択を通じて良い施設こそが残っていくよう、利用者選択に資する情報の整備が急がれる。具体的には、施設への第三者評価制度の導入と受審義務化が不可欠である。三つ目は、幼稚園について、今後の量的ニーズの減少をふまえ、幼稚園を今後も制度として保育所と分離しておく必要があるのかなど、国として幼稚園の今後の在り方について検討することである。
7. 次に、質的ニーズの変化に対しては、預かり機能のみならず教育的機能への期待が高まるなか、次の三つがポイントとなる。第1に、すべての子どもへの保育を受ける権利の保障である。第2に、保育士の養成や研修の在り方を、高度な専門性の付与を基軸に改めることである。そのためには、資格の多段階化、就業後の不断の研修機会の付与などが必要である。第3に、保育者の手厚い配置、およびグループサイズ（1クラスの人数）の小規模化である。さらには、預かり機能は親の就労の派生需要であることを考えると、働き方に保育を合わせるのではなく、保育に合わせ、親の働き方こそを見直す視点も重要である。

## 1. はじめに

政府は、待機児童解消に向け、保育所整備を最重要課題の一つに掲げるが、実現の目途は立っていない。その背景として、保育所整備ペースを上回る女性の就業率上昇、保育士や保育所用地の不足などがしばしば指摘される。加えて、保育事業者、保育士志望者の側において、乳幼児人口が今後著しく減少していくなか、保育所の新設や保育業に身を投じることに二の足を踏んでいることが指摘できる。乳幼児の人口は今後数十年にわたって減少していくことが予測されており、国の推計によれば、5歳未満人口（中位推計）は、2014年から2040年までに34.6%減少し、減少幅は最も大きい青森県では46.4%、最も小さい愛知県でも26.2%に達する。

したがって、わが国の保育政策に欠けているのは、中長期的な保育ニーズの展望といえる。10年後、20年後に保育がどうなるのかについてビジョンが示されなければ、事業者も、保育士を目指す人も、事業継続やキャリア形成の見通しが立ちにくい。そのニーズは、単に必要となる保育の量だけではない。子どもの貧困や虐待などの新たな問題への対応や、時代のニーズに合った教育の実現など、保育の質も変化していくはずである。保育の量的・質的ニーズの展望が保育提供者のなかで共有されてはじめて、保育所設置、保育士としての就業という行動にも弾みがつくはずである。こうした観点からすれば、政府の取り組みは対症療法的と言わざるを得ない。

そこで本稿では、2040年までの保育の量的ニーズについて試算を行い、併せて、質的ニーズの変化も明確に認識し、保育施設整備の在り方について検討する。続く2.では、現行の保育施設整備における問題点を整理する。政府の施策は、「受け皿」という言葉に象徴されるように当面の量的充足に偏っていること、旧態依然とした保育観が根底にあり、今日的ニーズに応えきれないことなどを示す。3.では、2040年までの保育の量的ニーズの試算を行う。保育所と幼稚園とに分けて試算し、少子化に加え、女性の就業率上昇が見込まれるなか、とくに幼稚園のニーズが急速かつ大幅に減少することなどが示される。それらを受け、最後の4.では、保育施設整備の在り方について論じる。

なお、本稿では「保育」という用語を、乳幼児期の教育とケア（ECEC：Early Childhood Education and Care）という意味で使用する。よって、保育が提供される場には保育所のみならず幼稚園も含まれ、保育施設の略称として「園」という言葉を使用する。

## 2. 保育施設の整備における問題点

### (1) 当面の待機児童解消への偏重

現行の保育施設整備における第1の問題点は、保育に関する議論が都市部を中心に生じている当面の待機児童問題に偏っていることである。国は2013年の「待機児童解消加速化プラン」で2017年度末までに40万人分の受け皿を整備するという目標を掲げ、2015年には整備目標を50万人に引き上げるとともに、保育士不足問題に対して「保育士確保プラン」も取りまとめた。2016年には、企業による保育所の設置を促すために、「企業主導型保育事業」も創設された。

このように、待機児童解消に国が積極的に取り組んでいること自体は評価できるが、市町村のニーズ調査の集計結果によれば、全国ベースでは、保育所需要のピークはすでに過ぎつつあり、3～5歳は2015年度、3歳未満児は2016年度となっている（内閣府 [2014]）。国が整備目標を上積みしているのと



は裏腹に、保育事業者は、将来の安定的な園児確保に不安を抱えているのがむしろ実態である。なお、市町村のニーズ調査とは、2015年度にスタートした子ども・子育て支援新制度により市町村に義務付けられたものだが、ニーズ調査の対象期間は当面5年間でしかなく、一段と少子化が進んでいくその先の期間は対象となっていない。

こうした先行きの不透明感・不安感は、保育士の供給制約要因にもなっている。保育士資格を有しながら保育士への就業を希望しない理由としては、「賃金が希望と合わない」が最も多いが、「将来への展望が見えない」も一定割合を占めている（注1）。あるいは、長期的な見通しが共有されていないことが、事業者の無秩序な生き残り策を招いている。園児確保のために、駅近による預けやすさ、長時間保育といった、現在の親の就労状況に合わせることを最優先し、本来最も重要な子どもにとっての過ごしやすさや健康面・教育面などが後回しになるといった状況も懸念されている。

## (2) 過去の保育観をベースとした検討

第2の問題点は、保育に期待される役割が時代とともに大きく変化しているにもかかわらず、そうした質的ニーズの変化をふまえた保育の在り方について検討が遅れていることである。近年、保育を取り巻く環境は様変わりしており、保育に対するニーズは多様化・複雑化している。

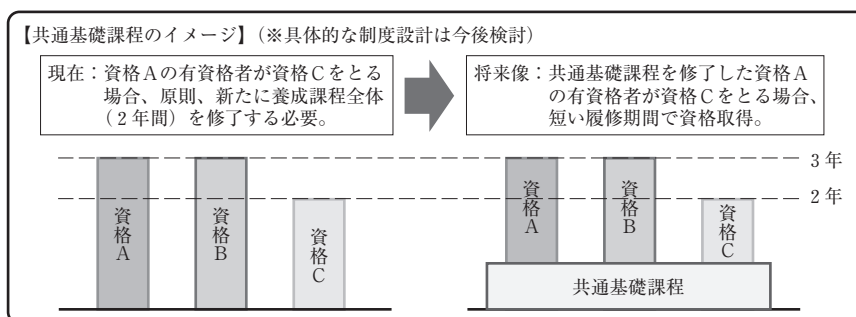
子ども自身については、アレルギーや発達の遅れ、障害のある子ども、医療的ケアが必要な子ども、家庭での虐待が疑われる子ども、貧困家庭の子どもなど、特別な配慮を必要とするケースが増えている。親については、保育所の利用が生活困窮者に限られず、高所得・高学歴の親にも広がっていることもあり、保育所に対し、単なる預かりではなく、教育的な付加価値の要請も増えている。それは、乳幼児期の教育の重要性が認識されている海外では今や一般的なことでもある（池本 [2016]）。

加えて、わが国が国連の子どもの権利条約を1994年に批准したことに伴い、保育も条約との整合性を確保する必要がある。園活動における安全確保にとどまらず、生活水準の確保、子どもの意向尊重、遊びや文化・芸術活動への参加など、保育の在り方について幅広い見直しが求められている。

本来、こうした保育に対する質的なニーズの変化に応じ、制度自体を見直していく必要があるが、国の保育観は古いままである。すなわち、乳幼児は親が世話するのが基本であり、保育所は経済的な理由などで親が働かなければならない特別なケースに限り対応するという考え方である。具体的に、児童福祉法第24条では、「保護者の労働又は疾病その他の事由により、その看護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において」（下線は筆者）市町村は保育しなければならないと定められている。これでは、親代わりの保育士に高度な専門性は必要なく、一人の保育士が極力多くの子どもを受け持つのが効率的で、親の世話が受けられるのであれば、教育にカテゴライズされる幼稚園の始期である3歳まで保育は必要ないことになる。

そうではなく、国は、保育現場が質的ニーズの変化に対応しうるよう、保育者の配置基準や養成制度の在り方などを見直すべきであるが、そうした動きは弱い（注2）。多様化・複雑化するニーズへの対応には、より多くの人員配置も期待されるが、わが国の配置基準は、他の先進諸外国と比較して保育者一人に対する子どもの数が多いと指摘されている（注3）。養成制度に関しても、国が検討しているのは、保育士資格の多段階化や専門化ではなく、保育士が、需要増の見込まれる介護士や看護師の資格取

(図表1) 国が検討する医療・福祉分野の養成課程の共通化



(資料) 平成28年第8回経済財政諮問会議(2016年5月11日)資料6

得を容易にするということである(図表1)。

教育的観点からは、グループサイズも重要である。1960年代には、3歳児は10人前後、4歳児は15人前後、5歳児は20人前後が適正人数であり、幼児教育を本当に振興しようと思うならば、まず、一クラスの人数を減らすべきとの主張も見られ(庄司ほか[2010] p.5)、海外においてもグループサイズを制限する動きがある(注4)。しかし、わが国では保育所のグループサイズの上限ははまだ設定されていない。それどころか、19人未満の小規模保育は、教育上3歳以上にはふさわしくないという考え方があり(注5)、3歳以上の小規模保育は認可・補助の対象外である。このように、質的ニーズに対応できるように制度が検討されていない状況では、現場の保育者は疲弊し、一層の保育士不足を招くことになりかねない。

### (3) 施設不足と過剰整備

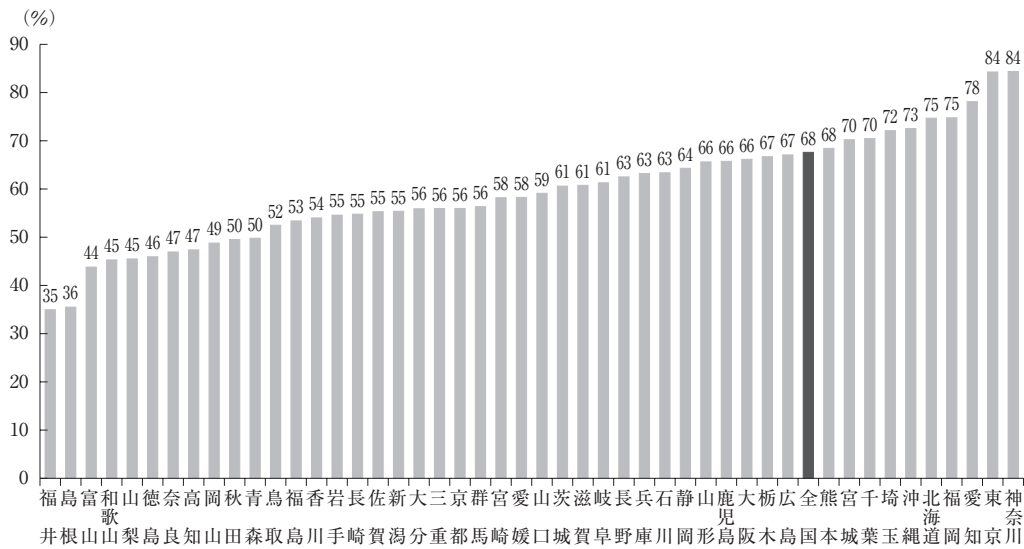
第3の問題として、国は必要量に応じた整備を市町村に期待しているが、都市部でなお保育所が不足する一方、地方ではむしろ過剰整備も懸念され、わが国全体として非効率になっていることである。保育所が不足する一方で、幼稚園は余っているという状況もある。

その要因として一つ目は、待機児童の多い東京都で必ずしも認定こども園への移行が進んでいないことがある。2006年、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園制度が創設され、保育の受け皿となることが期待された。しかし、待機児童数が8,466人(2016年4月1日現在)と全国の3分の1以上を占める東京都では、幼稚園数1,004に対して認定こども園の数は109にとどまっている。

同じ都市部でも、大阪府は、幼稚園数679に対して認定こども園は376に上る。こうした東京都と大阪府との差の背後には、すでに目に見えて乳幼児人口が減っているか否かに起因する幼稚園の切迫感の差があると推測される。大阪府はすでに年少人口が大きく減少しており(注6)、園児確保に対する危機感が強く、認定こども園化が進んでいると考えられる。

私立幼稚園には園児を選ぶ自由があるが、認定こども園となれば応諾義務が生じるため、私立幼稚園にとって認定こども園化は経営上の制約を負うことともなる。このため、東京都がまさにそうであるように、園児をある程度確保できる状況では、幼稚園の認定こども園化が進みにくい傾向がある。幼稚園の定員充足率は地域によってかなり差があり、最も低い福井県の35%に対して、東京都は84%と高く、

(図表 2) 都道府県別に見た幼稚園の定員充足率



(資料) 文部科学省「学校基本調査」(2015年度)

大阪府は全国平均を下回る66%である(図表2)。

二つ目は、やはり都市部で、企業主導型保育事業の設置が進んでいないことである。2016年4月、企業による保育所設置を促進するため、市町村が関与しない認可外保育施設のままで、認可施設並みの施設整備費や運営費の補助が受けられる制度が設けられた。国は2019年度末までに、この企業主導型保育事業で約5万人の受け皿を確保する方針を掲げている。2015年11月15日までに305件(利用定員数7,862人)の助成(注7)が決定したが、東京都はうち28件と、全国の件数の1割未満であり、設置形態も、事業所内が5カ所、住宅地は2カ所にとどまり、駅等の近くでの設置が17カ所と過半数を占める。

都市部では、企業が出産後の離職のリスク回避のために保育所を設置したくても、環境のよい住宅地では住民の反対運動もあり用地確保が難しく(注8)、事業所用地は満員電車で子どもを連れてこられないため活用できないという事情がある。他方、地方では用地確保は相対的に容易で、かつ企業にとって人材の確保・定着が課題となっていることから、職場に近く、企業ごとの労働時間にも柔軟に対応できる企業主導型保育所設置のインセンティブが強い。このため、企業主導型保育事業は、ねらいとする都市部の待機児童解消には効果あまりなく、むしろ地方での施設の過剰整備や長時間労働を招く懸念がある。

三つ目は、市町村のニーズ調査の目的が、当面の保育需要を満たすためのものであり、さらに、市町村に任されていることである。そのため、ニーズ量を満たす計画とはなっていない市町村がある一方、長期的にみれば保育需要が減るのが必然と考えられるにもかかわらず、そうした点を視野に入れた計画とはなっていない市町村もある。その結果、それらを集計してみると、わが国全体で必要とされる量と整備計画が見合っていない。全国集計結果(内閣府[2014])を見ると、ニーズ調査で把握された3歳以上の保育所ニーズが2017年度には171.6万人であったのに対して、市町村の整備計画で確保される見込みは151.0万人にとどまっている。他方、3歳以上の幼稚園ニーズは127.6万人であったのに対して、

確保される見込みは148.9万人とそれを大きく上回っている。

- (注1) 厚生労働省職業安定局「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」(2013年)によれば、「賃金が希望と合わない」が47.5%、「将来への展望が見えない」が8.6%となっている。
- (注2) 保育士資格は乳幼児の保育施設への就労以外に、親元で暮らせない子どもが過ごす児童養護施設等の就労にも対応できるような資格となっており、児童養護施設は対象年齢が18歳までと広いうえ、子どもが施設で過ごす理由も、親との死別に加えて親による虐待のケースが増えている。保育士がカバーする保育所と児童養護施設の仕事がそれぞれ複雑化・多様化するなか、2年制で養成することの限界も指摘されている(吉田[2010])。
- (注3) OECD加盟国のうち19カ国では3歳以上の保育者一人当たりの子どもの数の上限が18人(OECD[2012] p.61)であるのに対して、わが国は3歳児が20人、4、5歳児が30人、幼稚園が35人と多くなっている。
- (注4) スウェーデンでは、国の報告書において、スタッフの配置率が低く、サイズが大きいグループは、子どもの言語発達、子どもと大人の相互作用、子どもの自我の発達や人間関係に好ましくない影響を与える可能性があるとの指摘があり、またグループサイズが配置基準よりも重要とされ、グループサイズが大きい方が、よりストレスが高く、騒がしく、衝突が多いとしている(庄司ほか[2010] p.4)。イギリスでは、諸外国の状況をふまえて検討した結果として、国が保育者の配置基準と合わせてグループサイズに関する指針を示すべきとの提案がなされ(DfES[2002] p.11)、26人未満とすることが求められた(DCSF[2008] p.18)。
- (注5) 東京新聞2016年9月10日「待機児童対策で『質』置き去り 小規模保育3歳以上も 都知事が規制緩和要望」。
- (注6) 2005年から2010年の5年間の年少人口(0~14歳)の変化をみると、大阪府が▲7.1%であるのに対して、東京都は▲0.6%にとどまっている。
- (注7) 企業主導型保育事業の財源は事業主拠出金で、事業所内保育事業が消費税率の引き上げによる国および地方の恒久財源であるのとは異なっている。
- (注8) 都市部では、住民の反対で環境のよい地域に保育所を建設することが難しく、高架下などに保育所が建設されるケースも増えている。

### 3. 長期的な保育所・幼稚園ニーズの試算

保育政策に求められているのは、長期の時間軸を視野に入れた保育の量的・質的ビジョンの策定である。量については地域によって異なる。それを保育事業者や保育を志す人が共有することで、スムーズな供給増、あるいは、撤退が促されるはずである。そこで本章では、2040年までを対象に、保育所・幼稚園の量的ニーズを都道府県別に試算した。幼稚園ニーズは、3~5歳児人口と3~5歳児の保育所ニーズの差として捉えている。なお、2040年までとしたのは、国の都道府県別・年齢別の人口推計が2040年までとなっているためである。

#### (1) 試算の考え方

ここでの試算は、あくまで現行の保育制度を前提とし、保育所の利用が親の就労等で「保育を必要とする」子どもに限られるものとした。前述の通り、親の就労の有無などで保育所の利用を制限する制度自体が、過去の保育観を前提としたものであり、3歳未満の子どもがいる専業主婦家庭の保育ニーズも高まっているが、ここでは質的ニーズの変化は織り込まず、人口と母親の就業率の変化のみで保育所のニーズが変化するという前提を置いた。

試算はまず、2015年時点の乳幼児の保育所利用希望者割合を、各都道府県の子ども・子育て支援事業計画に記載されている「量の見込み」と当該年齢人口から求め、その割合が過去10年と同様のペース(注9)で上昇する「就業中位ケース」と、より極端な例として約2倍のペースで上昇する「就業高位ケース」の二つのケースを想定した。就業中位ケース、就業高位ケースは、それぞれ、乳幼児を持つ妻



の就業率が2040年に現在のOECD諸国平均並みに到達するペース、同じくOECD諸国で最も高いデンマーク並みに到達するペースに相当する（注10）。

将来推計人口に保育所利用希望者割合を掛け合わせることで、保育所利用希望者数（保育所ニーズ）を算出し、幼稚園の利用希望者数（幼稚園ニーズ）については、3～5歳の人口と3～5歳の保育所利用希望者数の差とした。試算は都道府県別に行い、全国は都道府県別のニーズを合計した。将来推計人口、就業率、利用希望者数は、3歳未満と3～5歳に分けて試算した。試算方法の詳細は補論を参照されたい。

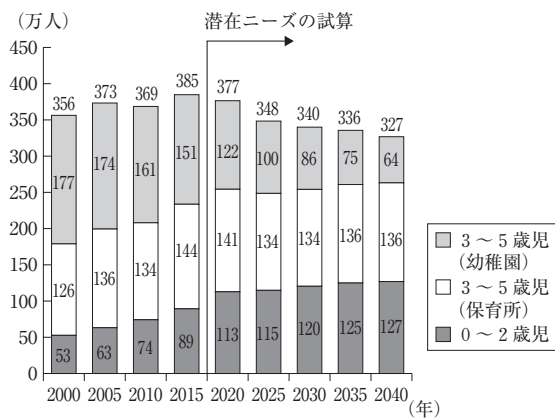
(2) 全国ベースの試算結果

全国ベースの試算結果は以下の通りであり、保育所ニーズは少なくとも2020年頃までは増え、その後も横ばいを維持するか、あるいは、2040年まで増え続け、他方、幼稚園ニーズは減少していく姿が明らかになる。

まず、出生中位・就業中位の標準ケースでは、保育所ニーズは緩やかに増える一方、幼稚園ニーズは激減する。保育所ニーズは、2015年実績の233万人から、2020年には254万人へ増加し、以降2040年までほぼ横ばいで推移する。市町村のニーズ調査結果では、すでに保育需要はピークを迎えているが、母親の就業率が上昇を続けるという条件の下では、保育所のニーズは今後も増える。他方、幼稚園ニーズは、2015年の実績151万人から2040年には64万人と半分以下になる（図表3）。保育所と幼稚園を合わせた保育ニーズは、2015年実績の385万人から2040年には327万人と、15%程度減少する。

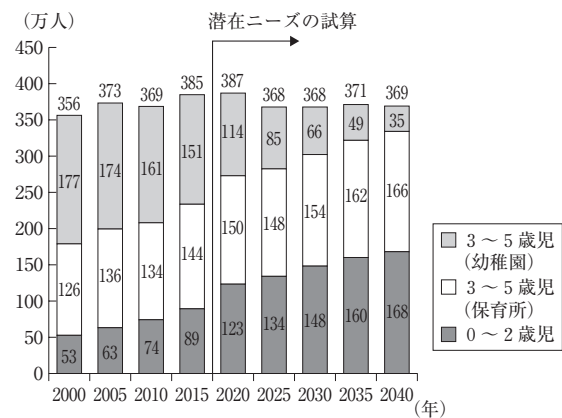
これに対して、出生中位・就業高位のケースでは（図表4）、保育所ニーズが2015年実績の233万人から2040年には334万人へ1.4倍に増える一方、幼稚園ニーズは2015年実績の151万人から35万人に4分の1まで激減する。保育所と幼稚園をあわせた保育ニーズは、2015年実績の385万人から2040年に369万人と4%程度の減少にとどまる。

(図表3) 保育所・幼稚園ニーズの試算  
(出生中位・就業中位ケース)



(資料) 各種統計をもとに日本総合研究所が試算

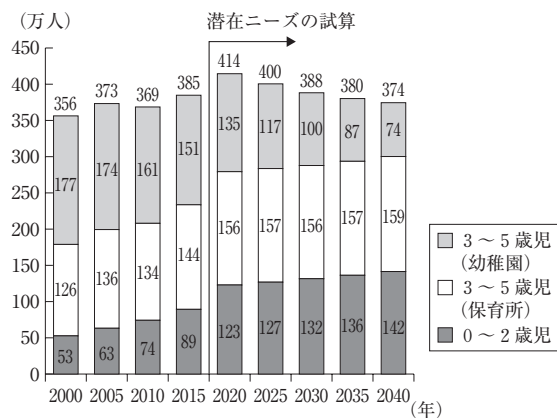
(図表4) 保育所・幼稚園ニーズの試算  
(出生中位・就業高位ケース)



(資料) 各種統計をもとに日本総合研究所が試算

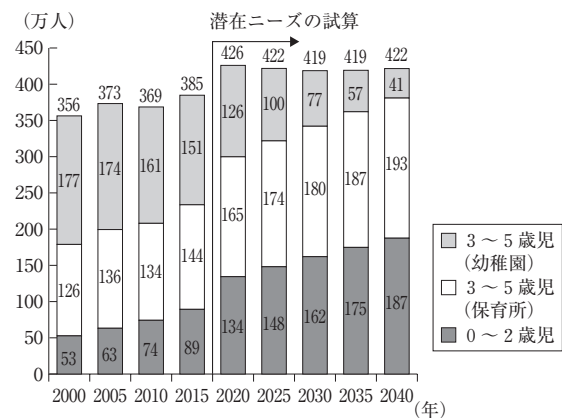
次に、出生高位（2015年の合計特殊出生率を1.5454と想定）では、就業中位であっても、保育所のニーズは顕著に増加し続け、2015年実績の233万人から2040年には301万人に、約1.3倍に増える（図表5）。一方、幼稚園のニーズは2015年実績の151万人から2040年には74万人へと半減する。保育所と幼稚園をあわせた保育ニーズは、2015年実績の385万人から2040年には374万人へ、約3%の減少となる。さらに、出生高位・就業高位のケース（高出生率・高就業率ケース）では、保育所ニーズが2015年実績の233万人から2040年には380万人に約1.6倍に増える一方、幼稚園ニーズは151万人から41万人へと3割未満にまで縮小する（図表6）。保育所と幼稚園をあわせた保育ニーズは、2015年の実績385万人に対して、2040年には422万人と約10%の増加となる。

（図表5）保育所・幼稚園ニーズの試算  
（出生高位・就業中位ケース）



（資料）各種統計をもとに日本総合研究所が試算

（図表6）保育所・幼稚園ニーズの試算  
（出生高位・就業高位ケース）



（資料）各種統計をもとに日本総合研究所が試算

### （3）都道府県別の試算結果

都道府県別の試算結果について、次の特徴的な3都県をここでは紹介する（それ以外は補論参照）。

- （ア）東京都：待機児童が最も多い
- （イ）愛知県：2014～2040年の5歳未満人口の減少率が最も小さい
- （ウ）青森県：2014～2040年の5歳未満人口の減少率が最も大きい

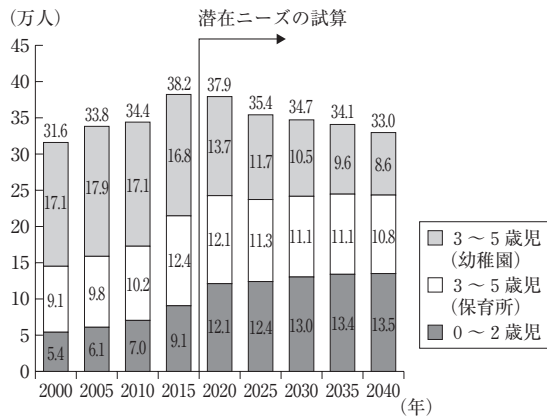
都道府県別の試算結果では、地域によって保育ニーズの変化の速度と程度に大きな差がある。出生中位・就業中位の標準ケースでは、待機児童が全国で最も多い東京都や、乳幼児人口の減少率が全国で最も小さい愛知県でも、保育所・幼稚園をあわせた保育ニーズが頭打ちになる。一方、高出生率・高就業率ケースでは、保育ニーズは東京都では2020年以降横ばい、愛知県では2040年まで緩やかに増加となる。青森県では、標準ケース、高出生率・高就業率ケースいずれも、保育ニーズは減少となる。また、幼稚園ニーズは、母親の就業率の上昇と3～5歳人口の減少の二つの要因により、いずれの地域においても大幅な減少が見込まれ、とくに人口減少の激しい青森県では激減する。

東京都では、待機児童問題が深刻化していても、標準ケースでは保育所・幼稚園をあわせた保育ニーズが、2015年実績の38.2万人に対して、2040年には33.0万人に14%減少する（図表7）。内訳をみると、0～2歳の保育所ニーズは9.1万人から13.5万人に増加するが、3～5歳の保育所ニーズは12.4万人から

10.8万人に減少、幼稚園ニーズは16.8万人から8.6万人に減少する。

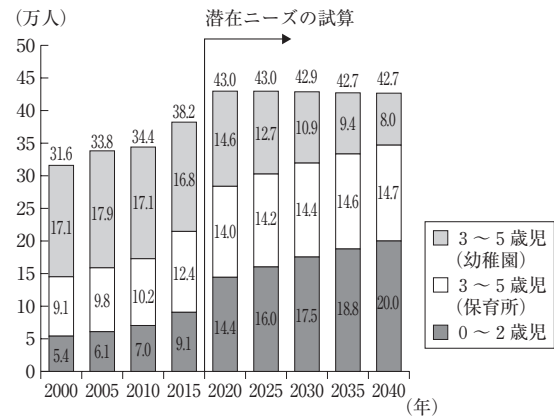
高出生率・高就業率ケースでは、2040年の保育ニーズが42.7万人と、2015年実績38.2万人から12%増となる（図表8）。年齢別には、0～2歳の保育所ニーズが際立って高い。0～2歳の保育所ニーズは9.1万人から20.0万人に倍増、3～5歳の保育所ニーズは12.4万人から14.7万人に増加、他方、幼稚園ニーズは16.8万人から8.0万人に半減する。

（図表7）東京都の保育所・幼稚園ニーズの試算  
（出生中位・就業中位ケース）



（資料）各種統計をもとに日本総合研究所が試算

（図表8）東京都の保育所・幼稚園ニーズの試算  
（出生高位・就業高位ケース）

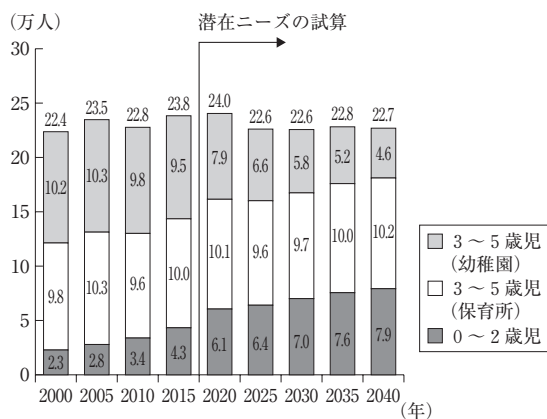


（資料）各種統計をもとに日本総合研究所が試算

愛知県では、2040年までの5歳未満人口減少幅が全国で最も小さいため、標準ケースでは、保育所・幼稚園の保育ニーズは2015年実績の23.8万人に対して、2040年には22.7万人と小幅の減少にとどまる（図表9）。内訳をみると、3歳未満の保育所ニーズは2015年実績の4.3万人から7.9万人に増え、3～5歳の保育所ニーズはほぼ横ばいに推移し、幼稚園ニーズは9.5万人から4.6万人に半減する。

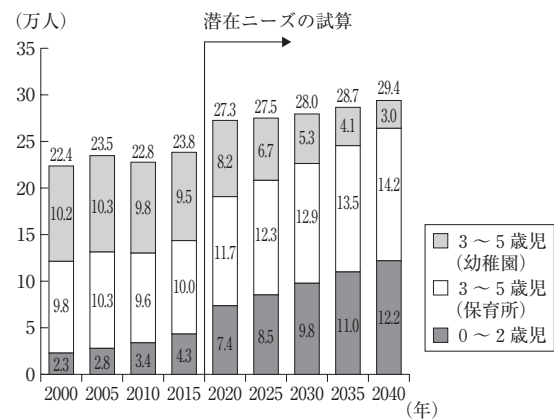
高出生率・高就業率ケースでは、2040年の保育ニーズが29.4万人と、2015年実績23.8万人の24%増となる（図表10）。内訳をみると、3歳未満の保育所ニーズは2015年実績の4.3万人から12.2万人に3倍近

（図表9）愛知県の保育所・幼稚園ニーズの試算  
（出生中位・就業中位ケース）



（資料）各種統計をもとに日本総合研究所が試算

（図表10）愛知県の保育所・幼稚園ニーズの試算  
（出生高位・就業高位ケース）



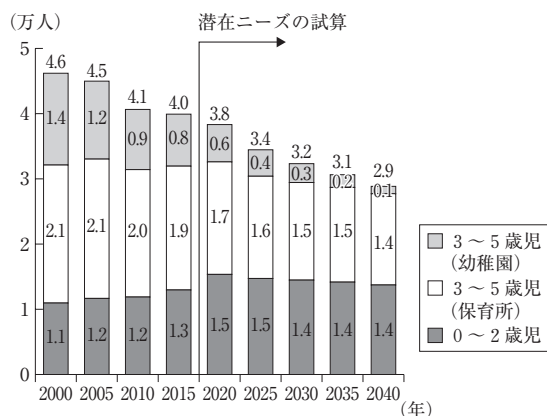
（資料）各種統計をもとに日本総合研究所が試算

く増え、3～5歳の保育所ニーズも2015年実績の10.0万人から14.2万人に増加、他方、幼稚園ニーズは9.5万人から3.0万人に3分の1以下となる。

青森県では、保育ニーズが、すでにピークを過ぎており、標準ケースでは、今後も2015年実績の4.0万人から、2040年には2.9万人に減少する（図表11）。青森県のように、すでに2010年から2015年にかけて保育所・幼稚園をあわせた園児数が減少している県は14県（注11）に上る。内訳をみると、保育所ニーズも2040年では2015年実績を下回るが、とくに幼稚園ニーズは、2015年実績の0.8万人から、2040年には0.1万人と激減する。

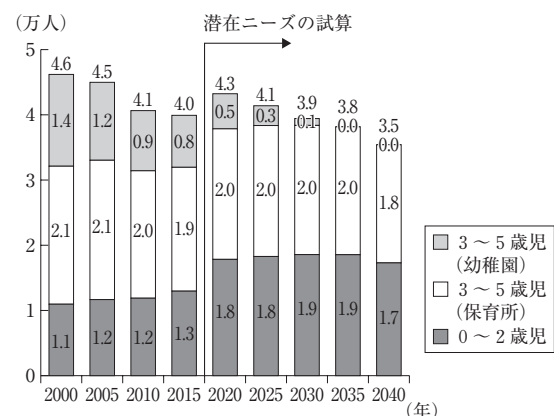
高出生率・高就業率のケースでも、2040年の保育ニーズは3.5万人と、2015年実績を下回る（図表12）。内訳をみると、保育所ニーズは、2040年でも2015年実績を上回るが、幼稚園ニーズは2035年にゼロとなる。母親の就業率がこれまで以上のペースで上昇すると、出生率が高めに推移したとしても、青森県を含む10県（注12）で、2040年時点の幼稚園ニーズがゼロとなる。

（図表11）青森県の保育所・幼稚園ニーズ  
（出生中位・就業中位ケース）



（資料）各種統計をもとに日本総合研究所が試算

（図表12）青森県の保育所・幼稚園ニーズ  
（出生高位・就業高位ケース）



（資料）各種統計をもとに日本総合研究所が試算

以上の試算は、親の就労等で保育を必要とする子どもだけに保育所を利用する権利を与える現行制度に基づいたものである。しかし、前章で論じたように、保育の質的ニーズは、子どもや親の状況の変化に伴い変わってきており、同時に教育政策の変化にも対応が求められる。次章では、本章の保育の量的ニーズに関する試算結果に、質的ニーズの変化の視点を加え、今後の保育施設整備の在り方について検討する。

（注9）保育所利用希望者割合の過去のトレンドは把握できないため、過去10年の乳幼児を持つ妻の就業率の上昇ペースと、その2倍の上昇ペースで、利用希望者割合が伸びるものと仮定した。

（注10）2015年の妻の就業率は、末子0～2歳では35.3%、末子3～5歳では50.5%となっており、これが過去10年の上昇ペースで変化していくと、2040年にはそれぞれ56.9%、59.6%となる。これに対して、OECD29カ国の母親の就業率（2014年もしくは最新年）は、末子0～2歳で53.6%、3～5歳で66.8%である。OECDで最も母親の就業率が高いデンマーク（2012年）では、末子0～2歳で75.8%、末子3～5歳で79.9%となっている（OECD Family Database）。

（注11）青森、秋田、福島、栃木、群馬、富山、石川、福井、山梨、長崎、岐阜、静岡、香川、高知。

（注12）青森、群馬、長野、和歌山、鳥取、島根、長崎、大分、宮崎、沖縄。



#### 4. これからの保育施設整備の在り方

##### (1) 保育の将来ビジョンの策定

現行の保育制度の下での保育ニーズの試算結果からは、過去のトレンドで考えれば、乳幼児人口の減少を受け、ほとんどの都道府県（注13）において、2020年の保育所と幼稚園をあわせた保育ニーズが、2015年の実績を下回り、2040年にかけて減少していくことが推測される（前掲図表3）。一方、出生率や母親の就業率がこれまで以上のペースで上昇すれば、地域によっては今後も保育ニーズが増え続け、2040年時点の全国ベースの保育ニーズは2015年実績を上回る見通しとなる（前掲図表6）。保育ニーズは、このままでは全国的に縮小傾向となるが、少子化対策や女性の活躍推進が結実すれば、増加傾向に転じる可能性がある。

ただし、保育所と幼稚園とでは様相が大きく異なる。保育所ニーズは、女性の就業率上昇が需要増要因となり、全国ベースの標準ケースでは2020年以降もほぼ横ばいで推移、高出生率・高就業率ケースでは2040年には2015年実績の1.6倍に増加する。他方、幼稚園ニーズは、女性の就業率上昇が需要減要因となり、全国ベースの標準ケースでは2040年に2015年実績の半分以下、高就業率ケースでは、高出生率であっても3割未満にまで縮小し、地域によっては幼稚園ニーズがほとんどなくなる見通しとなる。

以上の試算は、今後総じて保育ニーズは量的な減少局面に入るが、政策対応次第では向こう20年間にわたって水準が維持される可能性もあること、内容的には幼稚園から保育所へのシフトが大きく進むことを物語る。国が2015年度より、市町村ごとに保育ニーズを把握したうえで必要量を整備していく枠組みを作ったことは評価できる。しかし、国が市町村に求める整備計画の期間は5年と短く、供給不足の市町村では、長期的な見通しが無いまま、目先の待機児童解消に対症的に取り組んでおり、供給過剰の市町村では、供給を減らす必要があるにもかかわらず、私立園が多いこともあり、それが進んでいないのが実態といえる。

必要なのは、保育の当事者にとって指針となり得るビジョンであり、提示の責任は国にあるといえよう。そのビジョンでは、本稿で示したような地域別の保育の量的ニーズの長期的な見通し、および、質的ニーズの変化をふまえた今後の保育制度そのものの在り方の2点が柱になるはずである。加えて、総じて需要減となることを考えれば、各地域での円滑な整備・統廃合に向けた指針の提示も必要である。そして、こうした国の保育ビジョンをふまえ、それぞれの地域で、より長期の保育の在り方を検討することが期待される。

古い保育観のまま、現行の制度を前提とし、子どもの数の減少に応じて財源を減らし、園児が減った園が廃園に追い込まれるといった成り行き任せではなく、保育ニーズ減少時代の到来を機に、保育を量・質ともに充実させ、高出生率・高就業率を目指すことも期待される。あわせて、ニーズが減っていく幼稚園の活用の在り方の検討も求められる。

以下、当面の需要増への対応と、長期的なニーズの変化への対応に分けて考えてみたい。

##### (2) 当面の待機児童対策の在り方

まず、当面の保育所の需要増への対応について、現在欠けているのは、施設を中心とした遊休資源活用の視点である。同一市町村内はもちろん、異なる都道府県間も含めて遊休資源が徹底活用されるべき

---

であり、その際、国に求められるのは、一段の規制緩和と全国の遊休資源に関する情報の集約・開示である。

第1に、規制緩和である。幼稚園の活用が進んでいない背景の一つには、幼稚園の開園前と閉園後（放課後）や夏休みなどの長期休暇中に子どもを預かることが園にとって高いハードルになっていることがある。そこで、幼稚園が、親の就業時間に対応する預かり機能のすべてを担うのではなく、放課後や長期休暇中については小規模保育や放課後児童クラブなどがシェアできるよう、これらの対象年齢の制限を緩和することが有効である。

現行の制度では、小規模保育は3歳未満、放課後児童クラブは小学校1年生から6年生に利用が限定されている。この年齢制限を緩和することで（注14）、保育所ニーズのある子どもの幼稚園での受け入れを増やすことが期待できる。このことは、単に預かり機能の充足だけでなく、子どもにとってもメリットがある。

例えば、子どもは、幼稚園に通いながら放課後には慣れ親しんだ小規模保育施設で過ごすことができ、放課後児童クラブであれば、小学生と一緒に遊ぶ時間を持つことができる。実際、諸外国のなかには、幼児から中高生まで幅広い年齢層を対象とする放課後児童クラブや、小学生が放課後に利用する乳幼児施設が見られる。これには異年齢集団が子どもの成長発達により効果をもたらすことや、きょうだいと同じ場所で一緒に遊ぶことができ、親の送迎も1カ所ですむといったメリットがある（池本 [2009]）。

事業者の側にもメリットがある。現在、小規模保育の受け入れ対象は3歳未満であるため、小規模保育に子どもを預けている親は、子どもが3歳になると新たな預け先を探さねばならない。そのため、小規模保育には、3歳以降の受け皿となる連携施設の設定が求められているものの、多くの事業者が連携先確保に難航している（注15）。そこで、幼稚園に小規模保育の連携施設となってもらう一方、小規模保育からの入園児の放課後・長期休暇期間は小規模保育でカバーするという関係が構築されれば、幼稚園と小規模保育双方にとってメリットが大きい。

このように小規模保育や放課後児童クラブが、幼稚園児が放課後に利用できる事業となれば、幼稚園が小規模保育や放課後児童クラブに取り組むケースが一段と増えることも期待できる（注16）。近い将来、園児確保が困難になる幼稚園にとって、今後も供給不足が見込まれる小規模保育や放課後児童クラブの運営は重要な選択肢になるはずである（注17）。

第2に、全国の遊休資源に関する情報の集約・開示である。3.の試算で示された通り、東京都や愛知県のように当面保育所が足りない地域がある一方、青森県のように保育ニーズがすでにピークを過ぎている県がある。こうしたことをふまえれば、待機児童解消に自らの地域とは異なる地域の既存施設を活用する発想が重要である。現状、国として全国の保育施設の空き状況は把握していない。学校に関しては、文部科学省が「みんなの廃校」プロジェクトとして、全国の廃校施設等の情報をホームページで紹介し、活用を希望する民間企業、NPO法人、児童福祉施設、老人福祉施設等と地方公共団体をマッチングする取り組みを行っている。これに倣い、保育施設についても、定員に余裕がある施設や、廃園の危機にある施設の情報を国が集約し、保育所を探している保護者や、そうした保護者を社員として抱える企業に提供することで、保育所のある地域に一時的に移り住む（注18）、もしくは転居するという選択を引き出すことが期待される。

提供される情報の内容については、年齢別の空き定員数だけでなく、施設選択の重要な要素である周辺環境や安全性、教育内容など質に関する情報も盛り込まれることが望ましい。さらには、そうした保育施設に関する情報だけでなく、ICT環境等が整ったオフィススペースが保育施設のそばにあるのであれば（注19）、そうした情報を加えることによって企業へのアピールとなるはずである。

長期的な需要減を考えれば、企業主導型保育事業のような保育所設置企業への補助金より、保育所のある地域に一時的に社員が移り住むことを支援する企業への補助金の方が効率的な場合があり得る（注20）。仕事に保育をあわせるのではなく、保育に仕事をあわせるという発想で、保育所のある地方に子育て世帯の住居あるいは仕事をも移すことで、都市と地方の共生や、子育て中の社員の生産性の向上も期待できよう（注21）。そのためには、まず情報の集約・開示が必要である。

### （3）長期的な保育ニーズの変化への対応

次に、長期的な保育ニーズの変化に対して求められる対応策について、量的ニーズの変化と質的ニーズの変化の二つに分けて考えてみたい。

#### A. 量的ニーズの変化への対応

3. で試算した通り、保育所・幼稚園をあわせた保育ニーズは、標準ケースでは全都道府県で減少に向かう。とりわけ幼稚園ニーズは、2040年には2015年実績の半分以下にまで大きく減少する見通しである。よって、量的ニーズの減少への対応を質向上の契機と捉えつつ、スムーズに進めていくことが至上命題となる。子どもの立場を優先する良質な園が小規模であるがゆえに高コストとなって廃園に追い込まれ、他方、質が悪くとも園児囲い込みに長けた園が生き残るといった状況は回避しなければならない。

そのためには、まず、提供者側が、今後の量的ニーズについて明確に認識し、自らの施設の行方を描くことが必要である。先例は、やはり少子化という課題を抱える初等・中等教育や人口当たり病床数が諸外国比突出して多い医療にある。小中学校に関しては、一つの学校につき6学級未満の場合に統廃合の検討を求めるなど、学校の適正配置についての手引きが国から地方自治体に示されている（文部科学省 [2015]）。保育にはこうした統廃合の指針がない。

医療に関しては、2015年度より、都道府県が病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定める「地域医療構想」を策定することとなり、機能分化・連携については、2次医療圏ごとに「地域医療構想調整会議」を設けて議論・調整していく仕組みとなった。

保育に関しても、こうした取り組みに倣い、長期の保育ニーズを推計したうえで、そのニーズをどうやって実現するのかを都道府県もしくは市町村レベルの調整会議で議論する仕組みの導入を検討すべきである。あわせて、統廃合の在り方や具体的なプロセスに関し、単に財政的な観点や事業者の意向を土台とするのではなく、教育的な観点や利用者や地域の意向を反映することを求めるなど、指針を国が示すことが期待される（注22）。

このような提供者側の変革に加え、利用者側からのプレッシャーにより、良い園こそが残り、悪い園が淘汰されていくよう市場機構も活用されるべきである。こうした視点はわが国では弱い。そのために

は、利用者が園を選ぶ際に参酌できる共通の尺度の整備、すなわち、第三者評価の全園への受審義務付けが不可欠である。わが国では、第三者評価の受審は、園の任意であることから受審率は低く、受審費用も園負担すなわち園が評価機関のクライアントとなっていることから結果の信頼性にも疑義が呈されている。

他方、イングランドやニュージーランドをはじめとする諸外国では、一元化された第三者評価制度のもと受審がすべての園に義務付けられており、評価結果が公表され、利用者が園を選択する際の重要な情報となっている（池本 [2016]）。それによって園の質の向上が図られているのである。わが国においても、良質な園を残していくために、一元化された第三者評価制度の導入と受審義務化が不可欠である。

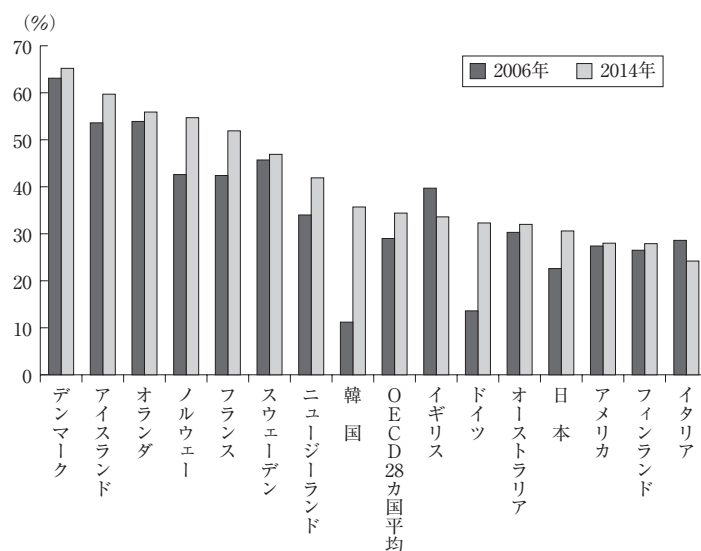
あわせて、幼稚園については、量的ニーズが今後大きく減少し、青森県のように幼稚園ニーズがほぼなくなってしまう県があることを考えれば、幼稚園と保育所を別の制度とし続ける必要があるか、そもそも論に立ち返る必要があるだろう。

## B. 質的ニーズの変化への対応

保育の質的ニーズは、親に代わって子どもを安全に預かる預かり機能にとどまらず、子どもの様々な能力を伸ばす教育的機能がより重要になっている（池本 [2016]）。そのため、海外の多くの国では、親の就労にかかわらず、すべての子どもに保育を受ける権利を付与する傾向が明確にみられ（注23）、3歳未満の就園率が上昇傾向にある（図表13）。就学前の教育は、「通常の公共投資ではあり得ないほど高い投資収益率」（ヘックマン [2015] p.117-118）との認識が先進諸外国の多くで共有されている。

その際、子どもの状況は、アレルギー、障害、医療的ケア、貧困、虐待、一人親家庭、外国人家庭など多様化・複雑化している。よって、保育士の配置を手厚くする必要があり、かつ保育士には専門的な

（図表13） 3歳未満で保育施設を利用する子どもの割合



（資料） OECD Family Database PF3.2

（注） 2006年の日本は2007年、オーストラリアは2008年、2014年のアメリカは2011年の数値。



知識・技能が求められる。こうした新たな保育観のもと、保育政策を根本的に見直すことが必要である。

第1に、親の就労の有無にかかわらず、すべての子どもに保育を受ける権利を保障することである。そのために、保育所の利用条件を緩和し、専業主婦（夫）家庭の子どもも利用できるようにする。あわせて、今後園児確保が困難になる幼稚園が、3歳未満の新たな教育的ニーズに対応していくことができるように、満3歳以上となっている幼稚園の利用条件も緩和する（注24）。そうなれば、幼稚園と保育所を異なる省庁で所管する必然性はなくなり、所管省庁が一元化され、事務コストの削減も期待できる。

第2に、保育者の養成や研修の在り方の見直しが求められる。子どもの教育の充実のために、多様な専門性を持つ保育者や、組織を効果的に運営できるリーダーとなる保育者の養成に向け、資格の専門化・多段階化、研修機会の保障などの検討も期待される（注25）。

第3に、保育者の配置を手厚くすることと、グループサイズの小規模化を検討すべきである。保育の需要減により、保育者の余剰が見込まれることが追い風となる。多くの先進諸外国では、保育者が一人ひとりの子どもと丁寧にかかわり、子どもの成長発達を促すうえで、保育者の手厚い配置と、グループサイズに一定の制限を設けることが望ましいと考えられている。

わが国のなかでも、小規模集団で保育者の配置も手厚くして、教育の充実を図る取り組み（注26）もあるが、とりわけそれが3歳以上児を主な対象とした小規模保育の場合、国の制度上、認可・補助が受けられず、保育者の給与を抑えるか、保育料を上げるほかない状況に追い込まれている。教育の充実という観点から、3歳以上の小規模園への積極的な認可・補助（注27）、保育者の配置基準の改善を検討すべきである。

さらに、預かり機能としての保育は労働の派生需要であることを考えれば、長時間労働をはじめとしたわが国の働き方そのものを、保育政策の一環として徹底的に見直すことも重要である。延長保育拡充の議論に象徴されるように、親の長時間労働にあわせて保育時間が長時間化する傾向が強まっているが（注28）、そのことの子どもへの影響も問われるべきである。例えば、オーストラリアでは、長時間保育は子どもの成長発達にとって相応しくないという考え方から、18時以前に閉園することが保育所認可の条件となっている（注29、白田 [2016]）。

- (注13) 2020年の保育所・幼稚園ニーズ（出生中位・就業中位）が、2015年の実績を上回るのは、福島、栃木、群馬、富山、愛知、大分、沖縄の7県のみで、この7県も2025年には2020年のニーズを下回る。
- (注14) 受け入れ側の負担軽減の観点からは、小規模保育卒園児に限定して3歳以上の利用を認めることや、入学予定の小学校の放課後児童クラブに限定して幼稚園児の利用を認めることなども考えられる。
- (注15) 2019年度末までは、連携施設の確保・設定が困難な場合、市町村は連携施設の設定を求めないことができるという経過措置が設けられている。
- (注16) 現状、放課後児童クラブがある幼稚園の割合は3.9%（2016年度）にとどまっている。
- (注17) ドイツでは少子化で園児確保が困難になった幼稚園が、3歳未満児の保育や小学生の保育を手掛ける動きが見られる（池本 [2009]）。東京都千代田区では、3歳までは民設民営の認可外保育施設、3歳以降は区立幼稚園の長時間課程を利用できる幼保一体施設を設けている。3歳までは、認可保育園を利用した場合と比較して2割程度安い保育料を設定している。
- (注18) すでに小学生を対象とした親子山村留学を受け入れている地域がある。例えば北海道沙流郡平取町の振内小中学校、三重県いなべ市の立田小学校、鹿児島県宇検村の阿室小中学校など。
- (注19) 韓国では、国がテレビ会議などもできるスマートワークセンターを郊外に設置し、職住接近の柔軟な働き方を後押ししている。
- (注20) 助成の財源は、企業主導型保育事業同様、事業主拠出金とすることが考えられる。

- (注21) ヤフー(株)は、新幹線通勤の費用を負担することで、住む場所の選択肢を増やし、「介護などの家庭の事情を抱える従業員にとって、より生活に合った働き方を可能とする」(プレスルーム2016年9月27日)としているが、こうした住む場所の選択肢を増やす企業の支援は、待機児童対策にも有効であろう。
- (注22) 海外でも、少子化や都市への人口移動によって、学校の統廃合の在り方(Ares Abale [2014])や農漁村地域の学校の在り方(Perry and Love [2013])が議論されており、財源の制約から小規模な学校が統合され大規模化する傾向が問題視されている。小規模校の方が生徒と教員がお互いを良く知ることができ、学校に対する親や地域の関心も高く、子どもの社会性や学力にメリットがあるとの議論もあり、統合することで子どもの通学時間が増えたり、学校間の競争が減り質の改善が進みにくくなるといったデメリットなども指摘されていることに注目すべきである。統廃合が財政的な観点からのみ進められることがないように、例えばスコットランドでは、財政的な面と教育的な面の両面から、統廃合にどのようなメリットがあるのかを分析したうえで、その学校の保護者や子どもを通わせる予定の保護者などに説明して合意を得るなど、統廃合の具体的なプロセスについても定められている(The Scottish Government [2015])。韓国では、農漁村地域における質の高い幼児教育の提供について、国レベルで検討されている(Im [2009])。
- (注23) 例えばノルウェーでは90年代に、保育所を利用せずに1、2歳児を親が世話する場合に、在宅育児手当が給付されていたが、手当を受ける家庭は孤立しがちで、子どもが友達と会う機会が少なかったり、親が仕事から離れる期間が長期化することで子どもの貧困につながりやすいことなどから、手当支給期間を短縮し、より早い時期から子どもが保育所に通えるように制度的な誘導が図られた。スウェーデンでは親が育児休業中や失業中の場合、これまではわが国同様、保育を受ける権利がなかったが、90年代に保育所が教育省所管の教育施設と位置付けられ、親が育児休業中や失業中でも保育所を利用できるようになった。韓国でも2004年から、親の就労の有無にかかわらず保育所に通える普遍的保育に転換しており、ドイツでも2013年より、1、2歳児に親の就労の有無にかかわらず保育を請求する権利が認められた。オーストラリアでは、親が仕事を持たない3歳未満の子どもが短時間定期的に利用できる施設(Occasional Care)があり、その多くは公立となっている(白田 [2016] p.64-68)。イギリスでは、2015年より貧困等の社会経済的に不利な環境に置かれている子どもに限り、2歳児の幼児教育を無償化し、保育の利用を促進しているが、これも子どもにふさわしい保育の提供とあわせて、親を就労につなげ、子どもの貧困をなくすねらいもある。
- (注24) 千葉県千葉市では、2016年度より市独自で、2歳児を週2日以上預かる私立幼稚園への助成をモデル的に始めている。3歳未満の就園に関しては、2歳児の幼稚園の入園について、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第14条において、満2歳になった後の初めての4月から幼稚園に入園可能とされたが、学校教育にはなじまないとの評価がなされ、2007年の改正法の成立により、再び入園は3歳からとなった経緯がある。しかし、改めて国として、千葉市のような取り組みを制度的に位置付け、助成することなども検討すべきである。3歳未満児の受け入れにあたっては、単なる預かりではなく、親を就労につなげ、子どもの貧困を減らすことや、親の不安を解消することにも取り組むことで、女性の活躍推進や出生率の向上につなげるのが期待される。
- (注25) 海外では、保育に関する資格や養成の在り方を、保育現場の変化に対応して見直す動きがある。ニュージーランドでは保育者と幼稚園教諭の資格が一本化され、教育職として免許更新が義務化されたり、資格段階に応じた給与の保障などが行われている(池本 [2015])。スウェーデンでは、乳幼児期の保育者、学校教員、学童保育の職員の三つの養成の共通化を図り、共通の科目を受講したうえで、いずれかの専門の資格を取得できるようになった。
- (注26) 年長児を対象として、少人数で園外活動を頻繁に行う保育実践として、幼稚園ファースト・クラスルーム(東京都世田谷区)、てんとうむし保育園(京都府京田辺市)にヒアリングを行った。いずれも3歳以上児中心、少人数であることから、認可外保育施設となっているが、子ども一人ひとりが発表する時間を確保することや、園外での体験活動を十分に行うためには、認可基準の人数の受け入れは不可能との判断で、認可保育所への移行は目指していない。既存の保育所・幼稚園の大規模集団では、子ども一人ひとりに発言の機会を与えて丁寧に応答することや、園外での体験学習の充実、親や地域との連携は困難であるため、わが国ではそうした保育をしたい教育的な意識の高い、熱意のある保育者ほど辞めていったり、認可外施設へ移るという実態もある。新井 [2008]の研究では、保育者の経験年数が多いほど、最適と考える子どもの人数が減少する傾向があることが示されている。自治体レベルでは、鳥取県で独自に、3歳児から就学前の児童を対象とする野外での保育を中心に行う園を認証し、運営の補助を行う「とっとり森・里山等自然保育認証制度」が2015年3月に創設された。
- (注27) 小規模保育の積極的活用にあたっては、①地域との連携、②小規模保育のネットワーク化、③ICTの活用も期待される。①は、子どもがより多くの子どもや大人と接する機会を確保するため、小学校との合同運動会や地域住民との交流など、すでにあるべき地保育所の実践も参考になる(長津 [2013])が、保育施設で小中学生を放課後に受け入れたり、地域の高齢者が集うスペースを設けることなども考えられる。小規模施設は形式的な手続きが必要なく、地域住民の意向が反映されやすいため、自ずと連携が進む面があり、園外活動のための地域の施設等の活用も、小規模であれば許可を得やすい。②は、子どもにとってより多くの保育者や同年齢の子どもと接する機会を確保するとともに、教材についても共有することで充実を図ることができる。例えば、千葉県市川市の「学校図書館支援センター事業」では、公共図書館を起点に2台の配送車が週2回、全63校(園)を一巡する物流システムが構築されており、小規模校のデメリットが緩和されている。保育者がお互いにサポートし合える関係をつくることで、研修時間の確保なども期待できる。③は、ICTを活用することで、農漁村地域の子どもでもより多くの子どもや保育者と接することができ、海外との交流も可能となる。ICTは小規模施設の保育者の事務負担の軽減にも活

用できる。

(注28) わが国では延長保育を超えた早朝・夜間の保育に対する補助を2017年度から拡充すると報じられている（日本経済新聞「ベビーシッター半額補助 厚労省、2017年度に 早朝・夜間の子育て支援拡充」2016年9月30日）。そのほか、新日鉄住金は、企業主導型保育事業の枠組みで、夜間勤務にも対応する24時間体制の自社保育所を設置することも報じられている（日本経済新聞電子版2016年1月28日「新日鉄住金、製鉄所に保育所設置へ 24時間対応」）。

(注29) イギリスでは、勤務時間や勤務場所について雇用主と交渉できる権利が認められており、子どもの学期期間だけ働く人もいる。

## 5. おわりに

国は待機児童解消を前面に出すが、待機児童の数字自体、自治体によって算出方法が異なっていることも指摘されている。そのような定義もあいまいな数字ばかりに注目しては、より長期的な本質的な保育の在り方の議論は進まない。その間に、現場は混乱し、保育の質が低下し、親にとって子育ての負担感ばかりが増していくこととなる。出生率はさらに低下し、保育の先行きは一層不透明になる。

海外でも保育施設の不足という問題はあるが、「待機児童対策」という言葉は目立っていない。それは保育をめぐる議論の一部に過ぎず、政府の目標は、質の高い保育を、より多くの子どものために提供すること、それによって、結果として母親の就労も促されることにある。就園率の目標値が定められたり、親の就労の有無にかかわらず子ども自身に保育を受ける権利を付与したり、経済的・社会的に不利な立場にある子どもにも等しく質の高い教育を保障する方策が検討されるなど、「子どものために保育はどうあるべきか」が最優先に議論されている。

わが国の保育事業者のなかには、国内市場の縮小を見越してか、海外進出を目指す動きがあることなども報じられている（注30）。海外進出には、保育の国際的な評価基準を満たす保育事業者が生まれ、国内により効果もたらされる効用もあるが、量的ニーズの減少に対して海外市場に目を向けるだけでなく、国内の質的ニーズの変化に積極的に対応していくことが期待される。従来の保育観を引きずったまま、各園が生き残りのために親受けするサービスを増やし、園児の奪い合いをすることは不毛であり、単に財源の制約から園が統合され、廃園となった地域がコミュニティの拠点を失って衰退するようなことも避けるべきである。少子化に対応して保育環境をどう整備していくのか、自治体、保育事業者、保育者、利用者にとって明るい見通しが持てる、共感の得られる保育の将来ビジョンの策定を期待したい。

(注30) 2016年8月10日日本経済新聞電子版「JPHDがベトナム進出 年度内に幼稚園」など。

## 補論. 保育ニーズの試算方法と47都道府県の保育ニーズの試算結果

本稿における全国の保育所ニーズは、都道府県別に試算した保育所ニーズの集計値である。各都道府県のニーズは大きく次の三つの工程から試算される。

1. 都道府県別の足元の潜在需要の把握。
2. 保育所ニーズの決定要因としての「乳幼児人口」と「利用率」に関する将来の前提の設定。
3. それらを用いた保育所ニーズの試算。

それぞれの詳細は、以下の通りである。

一つ目の工程では、足元の潜在需要として、全国の市町村が推計した保育の「量の見込み」（2015年



度)を用いる。これは、子ども・子育て支援の実施主体である市町村が「子ども・子育て支援事業計画(2015~2019年の5カ年)」を策定するにあたり、保育や教育に関するニーズを住民にアンケート調査し、それをもとに保育ニーズを推計したものである。都道府県がそれを集計し、市町村と同様に策定する「子ども・子育て支援事業計画」に掲載している。本稿では、各都道府県の当該ホームページから数値を収集した(注31)。このデータのメリットは、保育所ニーズを都道府県別に把握できる点である。

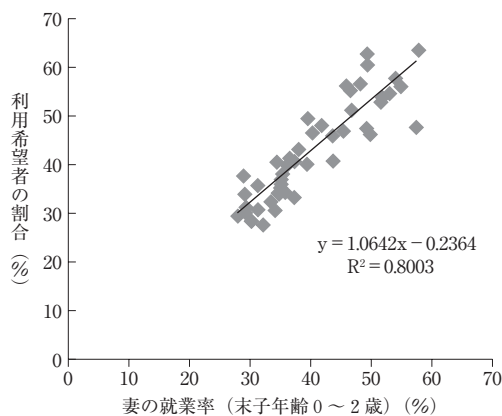
二つ目の工程では、保育所ニーズは、該当年齢の子どもの人数と母親の就業率で決定されるという想定に立ち、将来の「乳幼児人口」と保育所の「利用希望者の割合」の二つの前提を置く。

まず、乳幼児人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(2013年推計)」の数値を加工のうえ用いる(注32)。本稿では、0~2歳、および、幼稚園の対象となる3~5歳の二つの年齢区分を設ける。「将来推計人口」では出生率に関して低位、中位、高位(いずれも死亡中位)という三つのケースが想定されているものの、足元の出生率が中位推計の前提を上回って推移している状況を鑑み、中位、高位の二つに絞った(注33)。

次に、利用希望者の割合についても、0~2歳、3~5歳という区分ごとに先行きの値を置くが、将来推計人口のような参考となるデータはないため、乳幼児を持つ妻の就業率を手掛かりとする。具体的には、足元における利用希望者の割合が、乳幼児を持つ妻の就業率と同様のペースで上昇すると仮定する。

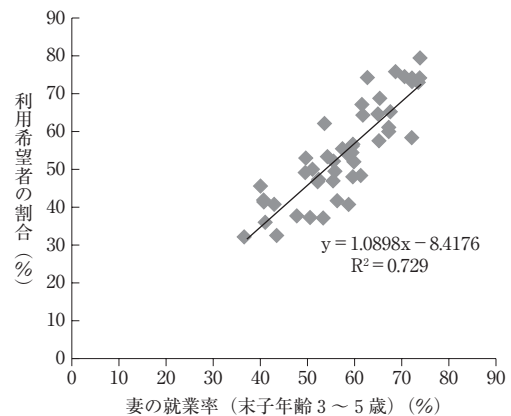
乳幼児を持つ妻の就業率を手掛かりとする理由は、利用希望者の割合と就業率の間には正の相関関係があると考えられるためである。2015年の保育の量の見込みをもとに足元の利用希望者の割合を割り出し、その比率をグラフの縦軸に、乳幼児を持つ妻の就業率を横軸にとり、全都道府県のデータをプロットすると、0~2歳、3~5歳のいずれでもおおむね1対1の関係性を見出すことができる(図表14、15)。これが、利用希望者の割合が乳幼児を持つ妻の就業率と同一のペースで上昇すると仮定する理由である。

(図表14) 保育所の利用希望者の割合と乳幼児を持つ妻の就業率との関係性(0~2歳児)



(資料) 総務省統計局「国勢調査」、各都道府県「子ども・子育て支援事業計画」

(図表15) 保育所の利用希望者の割合と乳幼児を持つ妻の就業率との関係性(3~5歳児)



(資料) 総務省統計局「国勢調査」、各都道府県「子ども・子育て支援事業計画」



乳幼児を持つ妻の就業率については二つのケースを想定する。一つが、過去10年間の平均ペースで上昇するケース（就業中位）。もう一つがその約2倍のペースで上昇するケース（就業高位）である。大まかに捉えると、二つのケースはそれぞれ、乳幼児を持つ妻の就業率が2040年までに現在のOECD平均並み、デンマーク並になるペースといえる（注34）。

最後が保育所ニーズの試算である。出生率について中位、高位、女性就業率について中位、高位、の合計4ケースについて、それぞれ0～2歳、3～5歳児の推定人口に利用希望者の割合を掛け合わせて求める。全国のニーズは47都道府県のニーズを総計したものである。

なお、幼稚園ニーズは、3～5歳児のうち保育所の利用希望がない人を幼稚園ニーズと考え、3～5歳の推定人口から保育所ニーズを差し引いて求めた。ただし、3～5歳児のなかには保育所にも幼稚園にも通っていない児童も僅かながら存在しているため、推定人口の母数から一定の割合を除外した。

47都道府県の保育ニーズの試算結果は以下の通り（図表16、17）。

（注31）各都道府県が掲載するデータは、定義などが必ずしも統一されていないため、必要に応じて都道府県に問い合わせることでデータを補完あるいは修正した。これは、保育・教育ニーズの調査方法に関しては、国による指針が示されているものの、最終的な実施方法は市町村にゆだねられていることに起因する。

（注32）「日本の地域別将来推計人口」では、出生中位・死亡中位のケースしか推計されておらず、年齢別にも5歳区分のデータしかない。そのため、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」における各歳別、あるいは、出生高位ケースの推計人口を各都道府県に按分するという方法で、都道府県の各歳別人口や出生高位ケースの人口を推計した。

（注33）2015年の合計特殊出生率（実績値）は1.46だが、出生中位では、出生率が2010年の1.39から2025年には1.33に低下したあと2040年には1.35に回復すると想定している。なお、出生高位では、2020年の1.61をピークに2040年には1.59まで低下する前提である。

（注34）OECD平均（29カ国、2014年）は、末子0～2歳が53.2%、末子3～5歳が66.7%、デンマーク（2012年）は、末子0～2歳が75.8%、末子3～5歳が79.9%である。わが国（2015年）は、末子0～2歳が35.3%、末子3～5歳が50.5%。

(図表16) 47都道府県の保育ニーズの試算結果(出生中位・就業中位ケース)

(人)

		実績←				→試算				
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
北海道	保育所(0~2歳)	15,380	18,718	21,507	26,421	34,012	34,548	35,854	36,824	36,968
	保育所(3~5歳)	38,129	40,308	39,370	41,793	42,570	41,038	41,358	42,202	42,375
	幼稚園	74,666	69,009	64,890	63,779	47,026	36,659	29,799	24,334	19,278
	計	128,175	128,035	125,767	131,993	123,608	112,245	107,011	103,361	98,621
青森県	保育所(0~2歳)	10,960	11,669	11,881	12,963	15,351	14,726	14,475	14,168	13,728
	保育所(3~5歳)	21,160	21,364	19,537	18,989	17,251	15,677	14,965	14,520	13,993
	幼稚園	14,076	11,951	9,228	7,970	5,723	4,055	2,891	1,948	1,130
	計	46,196	44,984	40,646	39,922	38,325	34,458	32,331	30,637	28,851
岩手県	保育所(0~2歳)	6,295	7,905	9,305	10,946	12,252	11,987	11,966	11,879	11,631
	保育所(3~5歳)	15,072	16,576	15,802	16,620	15,055	13,863	13,394	13,123	12,744
	幼稚園	17,279	15,154	12,616	10,443	8,725	6,993	5,842	4,905	4,035
	計	38,646	39,635	37,723	38,009	36,031	32,843	31,201	29,907	28,410
宮城県	保育所(0~2歳)	6,712	9,168	10,911	13,858	17,639	17,566	17,812	17,812	17,491
	保育所(3~5歳)	13,179	16,189	16,801	19,346	20,166	19,080	18,893	18,844	18,506
	幼稚園	37,888	36,312	32,024	32,078	26,544	22,627	20,204	18,178	16,101
	計	57,779	61,669	59,736	65,282	64,350	59,273	56,909	54,835	52,099
秋田県	保育所(0~2歳)	5,273	6,836	8,257	8,990	10,047	9,676	9,472	9,261	9,009
	保育所(3~5歳)	13,130	13,369	12,945	13,382	11,815	10,643	10,028	9,607	9,192
	幼稚園	12,502	10,472	8,361	6,034	4,999	3,826	3,021	2,380	1,825
	計	30,905	30,677	29,563	28,406	26,861	24,146	22,521	21,248	20,027
山形県	保育所(0~2歳)	4,077	5,400	6,875	8,621	10,742	10,187	9,879	9,535	9,103
	保育所(3~5歳)	12,694	13,269	13,029	13,580	13,317	11,906	11,172	10,634	10,041
	幼稚園	15,186	13,760	11,604	10,103	7,542	6,536	5,943	5,480	5,011
	計	31,957	32,429	31,508	32,304	31,602	28,628	26,994	25,648	24,155
福島県	保育所(0~2歳)	6,679	8,676	10,709	11,537	16,615	15,766	15,280	14,709	13,995
	保育所(3~5歳)	14,439	15,653	15,333	14,606	17,005	15,246	14,383	13,739	13,003
	幼稚園	35,317	33,481	30,026	24,192	18,818	16,144	14,575	13,322	12,065
	計	56,435	57,810	56,068	50,335	52,438	47,156	44,238	41,771	39,062
茨城県	保育所(0~2歳)	9,558	11,866	15,210	18,469	24,583	24,627	25,492	26,134	26,342
	保育所(3~5歳)	24,316	27,303	28,019	31,149	32,935	31,371	31,463	32,057	32,249
	幼稚園	45,170	44,758	40,384	35,767	27,519	22,111	18,609	15,779	13,050
	計	79,044	83,927	83,613	85,385	85,037	78,108	75,564	73,969	71,641
栃木県	保育所(0~2歳)	7,210	9,386	11,159	13,080	19,130	18,756	18,986	19,142	19,014
	保育所(3~5歳)	16,793	18,960	18,883	20,423	20,223	19,358	19,451	19,858	20,033
	幼稚園	34,532	33,546	31,554	27,853	24,471	20,270	17,633	15,569	13,549
	計	58,535	61,892	61,596	61,356	63,825	58,383	56,070	54,570	52,596
群馬県	保育所(0~2歳)	9,254	11,762	14,214	15,431	20,599	20,871	21,921	22,966	23,550
	保育所(3~5歳)	25,425	28,573	28,050	27,255	27,444	26,408	26,794	27,793	28,460
	幼稚園	29,187	26,249	22,659	20,007	16,545	12,446	9,638	7,333	5,140
	計	63,866	66,584	64,923	62,693	64,588	59,725	58,352	58,093	57,150
埼玉県	保育所(0~2歳)	17,979	23,067	28,651	37,835	52,551	55,747	61,033	65,670	68,500
	保育所(3~5歳)	42,152	47,490	50,913	58,594	59,666	59,018	61,581	65,192	67,536
	幼稚園	122,254	120,664	114,763	110,638	92,434	75,655	65,606	57,781	49,698
	計	182,385	191,221	194,327	207,067	204,651	190,420	188,220	188,643	185,734
千葉県	保育所(0~2歳)	17,070	21,023	25,988	33,404	45,543	46,786	49,768	52,273	53,848
	保育所(3~5歳)	40,529	45,326	46,609	53,371	53,547	50,743	50,953	52,125	52,683
	幼稚園	96,170	99,109	97,167	88,270	74,857	62,420	55,245	49,846	44,418
	計	153,769	165,458	169,764	175,045	173,947	159,949	155,966	154,244	150,949
東京都	保育所(0~2歳)	54,100	60,933	70,424	90,649	121,158	124,046	130,315	134,023	135,073
	保育所(3~5歳)	91,010	97,907	102,373	124,049	121,428	113,192	111,356	110,652	108,299
	幼稚園	170,867	179,392	171,273	167,551	136,713	116,897	105,499	96,152	86,270
	計	315,977	338,232	344,070	382,249	379,300	354,134	347,170	340,826	329,642
神奈川県	保育所(0~2歳)	21,740	28,441	37,391	52,378	69,107	72,763	79,192	84,893	88,683
	保育所(3~5歳)	43,377	50,442	58,105	73,576	73,599	71,243	73,091	76,312	78,373
	幼稚園	141,565	148,729	142,696	134,620	115,567	96,824	86,245	78,307	69,955
	計	206,682	227,612	238,192	260,574	258,273	240,831	238,528	239,512	237,010
新潟県	保育所(0~2歳)	10,365	13,220	17,005	20,944	22,708	22,358	22,573	22,699	22,423
	保育所(3~5歳)	42,852	42,914	39,252	39,677	36,328	33,134	31,804	31,090	30,092
	幼稚園	20,376	18,358	15,767	13,436	11,160	8,665	6,962	5,568	4,267
	計	73,593	74,492	72,024	74,057	70,196	64,157	61,339	59,357	56,782
富山県	保育所(0~2歳)	6,677	8,346	9,226	10,082	12,611	12,266	12,514	12,819	12,899
	保育所(3~5歳)	19,786	20,594	18,889	17,966	16,978	15,422	14,857	14,772	14,582
	幼稚園	9,695	8,974	7,660	6,192	5,372	4,090	3,236	2,568	1,939
	計	36,158	37,914	35,775	34,240	34,960	31,777	30,607	30,158	29,420

		実績←				→試算				
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
石川県	保育所（0～2歳）	10,103	11,523	12,298	13,063	14,679	14,562	15,046	15,527	15,686
	保育所（3～5歳）	23,556	24,334	21,914	20,942	20,178	18,659	18,287	18,384	18,269
	幼稚園	9,266	8,646	8,123	7,716	6,502	5,019	4,021	3,206	2,415
	計	42,925	44,503	42,335	41,721	41,359	38,241	37,353	37,117	36,370
福井県	保育所（0～2歳）	5,917	7,104	8,298	8,860	10,209	10,046	10,234	10,381	10,345
	保育所（3～5歳）	15,891	16,394	15,797	16,156	14,703	13,403	12,937	12,752	12,441
	幼稚園	7,034	6,302	5,391	4,186	3,654	2,846	2,305	1,860	1,434
	計	28,842	29,800	29,486	29,202	28,567	26,296	25,476	24,993	24,220
山梨県	保育所（0～2歳）	3,846	4,802	5,514	6,344	7,487	7,470	7,717	7,925	7,943
	保育所（3～5歳）	14,994	15,029	13,734	13,107	12,406	11,513	11,350	11,421	11,320
	幼稚園	9,852	8,329	7,082	6,027	5,003	3,754	2,915	2,222	1,564
	計	28,692	28,160	26,330	25,478	24,895	22,736	21,982	21,568	20,827
長野県	保育所（0～2歳）	6,466	8,537	9,921	12,302	15,434	15,661	16,373	17,163	17,645
	保育所（3～5歳）	45,575	45,854	41,259	38,304	35,747	32,593	31,447	31,231	30,843
	幼稚園	16,076	14,471	13,053	11,757	10,317	7,909	6,286	4,995	3,781
	計	68,117	68,862	64,233	62,363	61,498	56,164	54,106	53,389	52,268
岐阜県	保育所（0～2歳）	5,346	6,951	8,521	10,900	13,876	14,243	15,089	15,843	16,210
	保育所（3～5歳）	33,309	34,149	30,532	28,343	26,509	24,810	24,557	24,824	24,739
	幼稚園	26,469	25,289	23,476	22,837	19,481	15,892	13,653	11,907	10,155
	計	65,124	66,389	62,529	62,080	59,865	54,946	53,299	52,574	51,104
静岡県	保育所（0～2歳）	13,076	15,867	18,093	20,991	30,835	31,253	32,765	34,007	34,666
	保育所（3～5歳）	29,967	32,476	32,205	34,247	33,663	31,892	31,965	32,610	32,875
	幼稚園	69,631	68,756	62,417	57,334	48,053	40,209	35,656	32,212	28,752
	計	112,674	117,099	112,715	112,572	112,551	103,353	100,386	98,829	96,293
愛知県	保育所（0～2歳）	22,832	27,915	33,853	43,282	60,546	64,045	70,120	75,573	79,241
	保育所（3～5歳）	98,469	103,377	96,263	100,246	100,973	96,135	97,275	100,339	101,837
	幼稚園	102,372	103,471	97,605	94,826	78,954	65,903	58,269	52,272	45,843
	計	223,673	234,763	227,721	238,354	240,473	226,082	225,664	228,184	226,922
三重県	保育所（0～2歳）	8,642	10,395	11,386	13,080	15,250	15,573	16,460	17,253	17,624
	保育所（3～5歳）	25,657	26,696	25,126	25,759	24,256	22,884	22,862	23,317	23,415
	幼稚園	23,040	22,081	20,141	18,630	15,287	12,172	10,168	8,558	6,959
	計	57,339	59,172	56,653	57,469	54,793	50,629	49,490	49,127	47,998
滋賀県	保育所（0～2歳）	4,944	6,750	8,191	10,301	13,114	13,670	14,648	15,592	16,184
	保育所（3～5歳）	15,820	17,388	17,108	19,060	19,266	18,369	18,466	18,944	19,172
	幼稚園	17,690	19,826	19,278	18,707	15,462	13,086	11,648	10,545	9,374
	計	38,454	43,964	44,577	48,068	47,842	45,125	44,762	45,081	44,731
京都府	保育所（0～2歳）	14,060	16,154	18,212	20,965	24,635	25,188	26,669	27,928	28,393
	保育所（3～5歳）	29,192	31,903	31,556	32,948	32,023	30,124	30,009	30,494	30,427
	幼稚園	34,052	33,637	30,377	26,248	23,185	18,622	15,742	13,455	11,152
	計	77,304	81,694	80,145	80,161	79,843	73,934	72,421	71,877	69,972
大阪府	保育所（0～2歳）	37,385	45,195	53,427	61,275	73,184	75,263	80,521	84,913	87,136
	保育所（3～5歳）	69,494	81,254	82,149	89,758	88,583	84,953	86,396	89,492	90,999
	幼稚園	140,648	139,283	122,038	113,734	93,849	74,584	62,710	53,385	44,158
	計	247,527	265,732	257,614	264,767	255,616	234,801	229,627	227,790	222,292
兵庫県	保育所（0～2歳）	19,198	23,108	27,637	33,375	42,949	44,142	47,028	49,574	50,852
	保育所（3～5歳）	46,347	51,846	51,364	57,077	55,959	53,821	54,741	56,742	57,780
	幼稚園	75,320	76,259	71,283	67,698	53,437	42,435	35,477	29,969	24,528
	計	140,865	151,213	150,284	158,150	152,346	140,398	137,247	136,286	133,160
奈良県	保育所（0～2歳）	5,627	6,439	7,320	8,813	11,626	11,783	12,376	12,870	12,980
	保育所（3～5歳）	12,999	13,903	13,395	14,707	14,325	13,711	13,881	14,304	14,431
	幼稚園	21,948	20,606	18,273	16,065	13,244	10,444	8,666	7,249	5,846
	計	40,574	40,948	38,988	39,585	39,196	35,938	34,922	34,423	33,257
和歌山県	保育所（0～2歳）	3,702	4,526	5,292	6,408	7,226	7,216	7,505	7,698	7,710
	保育所（3～5歳）	14,792	15,607	13,852	13,871	12,735	11,948	11,900	12,059	12,009
	幼稚園	11,451	10,599	8,628	7,698	5,783	4,062	2,886	1,908	1,017
	計	29,945	30,732	27,772	27,977	25,744	23,226	22,291	21,665	20,736
鳥取県	保育所（0～2歳）	3,974	4,978	5,529	6,564	7,499	7,366	7,380	7,353	7,299
	保育所（3～5歳）	10,202	10,697	10,093	10,662	9,622	8,860	8,531	8,334	8,125
	幼稚園	7,427	6,747	5,000	3,930	2,458	1,846	1,405	1,033	699
	計	21,603	22,422	20,622	21,156	19,579	18,072	17,315	16,721	16,124
島根県	保育所（0～2歳）	4,954	6,377	7,967	9,122	9,793	9,766	9,965	10,122	10,162
	保育所（3～5歳）	9,871	10,801	11,780	12,531	11,452	10,713	10,510	10,483	10,390
	幼稚園	5,755	5,019	4,486	3,468	2,819	1,939	1,285	725	217
	計	20,580	22,197	24,233	25,121	24,063	22,418	21,761	21,329	20,768

		実績←				→試算				
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岡山県	保育所（0～2歳）	10,698	12,836	14,222	15,714	19,226	19,523	20,606	21,455	21,710
	保育所（3～5歳）	21,635	24,880	24,774	25,664	24,782	23,517	23,612	24,115	24,139
	幼稚園	23,525	22,771	19,732	18,887	15,673	12,689	10,785	9,221	7,609
	計	55,858	60,487	58,728	60,265	59,681	55,729	55,003	54,790	53,457
広島県	保育所（0～2歳）	12,032	15,223	17,793	21,429	25,221	25,612	27,047	28,344	29,005
	保育所（3～5歳）	34,499	37,221	36,269	38,813	37,600	35,378	35,311	36,035	36,257
	幼稚園	37,863	35,977	33,620	32,801	25,672	20,707	17,603	15,162	12,713
	計	84,394	88,421	87,682	93,043	88,493	81,697	79,961	79,541	77,975
山口県	保育所（0～2歳）	6,040	7,131	8,147	8,667	11,467	11,424	11,770	12,053	12,128
	保育所（3～5歳）	16,365	17,043	15,843	15,847	15,481	14,517	14,368	14,499	14,470
	幼稚園	19,100	18,024	16,558	16,309	12,766	10,317	8,766	7,550	6,377
	計	41,505	42,198	40,548	40,823	39,714	36,259	34,904	34,102	32,976
徳島県	保育所（0～2歳）	4,662	5,344	5,747	6,543	7,054	6,841	6,849	6,805	6,689
	保育所（3～5歳）	8,401	8,897	8,074	8,463	7,658	7,124	6,961	6,910	6,798
	幼稚園	10,167	9,126	7,890	7,194	5,520	4,348	3,572	2,951	2,381
	計	23,230	23,367	21,711	22,200	20,233	18,313	17,382	16,665	15,867
香川県	保育所（0～2歳）	7,335	8,172	8,283	9,031	10,815	10,604	10,780	10,996	11,047
	保育所（3～5歳）	10,373	11,397	10,794	11,345	11,101	10,471	10,381	10,546	10,627
	幼稚園	16,894	16,616	14,936	13,430	10,719	8,690	7,389	6,411	5,483
	計	34,602	36,185	34,013	33,806	32,635	29,764	28,551	27,952	27,157
愛媛県	保育所（0～2歳）	6,969	7,458	7,987	8,850	10,663	10,720	11,097	11,398	11,494
	保育所（3～5歳）	16,076	16,300	14,711	14,775	14,915	14,219	14,253	14,521	14,609
	幼稚園	21,688	20,218	18,146	17,712	12,993	10,270	8,485	7,054	5,702
	計	44,733	43,976	40,844	41,337	38,571	35,209	33,834	32,973	31,806
高知県	保育所（0～2歳）	5,940	6,505	6,818	7,540	8,522	7,921	7,659	7,428	7,168
	保育所（3～5歳）	14,688	13,992	12,354	11,952	10,888	9,634	8,991	8,608	8,229
	幼稚園	5,580	5,251	4,404	3,809	3,343	2,677	2,249	1,923	1,629
	計	26,208	25,748	23,576	23,301	22,753	20,232	18,899	17,959	17,026
福岡県	保育所（0～2歳）	28,632	31,898	36,495	42,783	48,639	49,597	51,752	53,248	53,925
	保育所（3～5歳）	53,871	58,771	57,851	63,895	59,813	57,202	57,505	58,427	58,630
	幼稚園	67,959	65,690	64,076	66,869	53,324	44,146	38,312	33,455	28,665
	計	150,462	156,359	158,422	173,547	161,776	150,944	147,569	145,130	141,220
佐賀県	保育所（0～2歳）	4,991	6,008	7,200	8,461	10,615	10,693	10,952	11,084	11,068
	保育所（3～5歳）	11,808	12,797	12,553	13,550	12,667	12,103	12,113	12,219	12,183
	幼稚園	10,851	10,589	9,198	8,697	6,618	5,323	4,429	3,651	2,901
	計	27,650	29,394	28,951	30,708	29,900	28,119	27,494	26,954	26,152
長崎県	保育所（0～2歳）	10,195	11,186	12,133	14,392	14,718	14,734	15,130	15,331	15,299
	保育所（3～5歳）	17,467	19,204	18,156	19,865	20,269	18,925	18,652	18,608	18,347
	幼稚園	19,743	16,744	13,920	13,109	7,370	5,389	4,000	2,819	1,739
	計	47,405	47,134	44,209	47,366	42,356	39,047	37,783	36,758	35,385
熊本県	保育所（0～2歳）	14,167	15,892	18,237	20,866	23,706	23,781	24,271	24,459	24,340
	保育所（3～5歳）	27,813	28,747	28,096	30,910	27,982	26,315	26,008	25,920	25,554
	幼稚園	18,847	17,164	15,908	15,167	11,655	9,514	8,080	6,829	5,610
	計	60,827	61,803	62,241	66,943	63,343	59,610	58,359	57,208	55,504
大分県	保育所（0～2歳）	7,001	7,610	8,565	9,747	13,515	13,621	14,026	14,326	14,417
	保育所（3～5歳）	11,613	12,603	12,090	13,266	14,988	14,367	14,449	14,709	14,806
	幼稚園	14,640	13,231	12,427	12,338	6,912	5,268	4,098	3,090	2,140
	計	33,254	33,444	33,082	35,351	35,416	33,256	32,572	32,126	31,363
宮崎県	保育所（0～2歳）	8,866	9,702	11,323	12,727	15,480	15,621	16,024	16,278	16,364
	保育所（3～5歳）	15,678	16,654	16,760	17,917	16,816	15,942	15,834	15,889	15,815
	幼稚園	12,399	10,782	9,727	10,200	7,119	5,615	4,558	3,645	2,783
	計	36,943	37,138	37,810	40,844	39,415	37,178	36,416	35,812	34,962
鹿児島県	保育所（0～2歳）	9,033	10,798	13,015	15,635	18,993	19,598	20,404	20,830	21,037
	保育所（3～5歳）	18,516	19,713	20,459	23,206	21,397	20,717	20,957	21,240	21,285
	幼稚園	21,995	20,007	18,797	18,621	14,041	11,147	9,130	7,350	5,682
	計	49,544	50,518	52,271	57,462	54,430	51,462	50,491	49,419	48,004
沖縄県	保育所（0～2歳）	10,755	13,277	15,899	19,716	26,499	27,370	28,974	30,221	31,034
	保育所（3～5歳）	12,727	15,555	17,215	21,495	26,706	26,198	27,042	28,156	28,907
	幼稚園	17,670	17,337	17,250	17,215	7,151	5,060	3,430	1,900	407
	計	41,152	46,169	50,364	58,426	60,357	58,628	59,446	60,278	60,349

(資料) 2015年までは実績、2020年以降は各種統計をもとに日本総合研究所が試算

(注) 実績は厚生労働省「福祉行政報告例」の保育所入所者数、文部科学省「学校基本調査」の幼稚園在園者数。2015年は幼保連携型認定こども園を含む。



(図表17) 47都道府県の保育ニーズの試算結果 (出生高位・就業高位ケース)

(人)

		実績←				→試算				
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
北海道	保育所 (0～2歳)	15,380	18,718	21,507	26,421	41,273	45,855	49,824	53,366	56,669
	保育所 (3～5歳)	38,129	40,308	39,370	41,793	51,538	56,292	59,589	62,786	65,592
	幼稚園	74,666	69,009	64,890	63,779	47,514	34,716	23,547	14,253	6,233
	計	128,175	128,035	125,767	131,993	140,326	136,863	132,961	130,405	128,495
青森県	保育所 (0～2歳)	10,960	11,669	11,881	12,963	17,837	18,280	18,568	18,554	17,296
	保育所 (3～5歳)	21,160	21,364	19,537	18,989	20,014	20,079	19,809	19,611	18,121
	幼稚園	14,076	11,951	9,228	7,970	5,384	3,033	1,054	0	0
	計	46,196	44,984	40,646	39,922	43,235	41,393	39,431	38,165	35,417
岩手県	保育所 (0～2歳)	6,295	7,905	9,305	10,946	14,209	14,833	15,289	15,707	16,202
	保育所 (3～5歳)	15,072	16,576	15,802	16,620	17,352	17,554	17,463	17,442	17,478
	幼稚園	17,279	15,154	12,616	10,443	8,938	6,876	5,010	3,432	2,071
	計	38,646	39,635	37,723	38,009	40,499	39,263	37,762	36,581	35,751
宮城県	保育所 (0～2歳)	6,712	9,168	10,911	13,858	20,455	21,733	22,755	23,548	24,361
	保育所 (3～5歳)	13,179	16,189	16,801	19,346	23,431	24,494	25,079	25,580	25,982
	幼稚園	37,888	36,312	32,024	32,078	28,217	24,361	20,599	17,286	14,336
	計	57,779	61,669	59,736	65,282	72,103	70,587	68,433	66,414	64,679
秋田県	保育所 (0～2歳)	5,273	6,836	8,257	8,990	11,697	12,051	12,200	12,358	12,581
	保育所 (3～5歳)	13,130	13,369	12,945	13,382	13,582	13,417	12,999	12,679	12,508
	幼稚園	12,502	10,472	8,361	6,034	5,005	3,531	2,247	1,200	328
	計	30,905	30,677	29,563	28,406	30,285	28,999	27,447	26,237	25,417
山形県	保育所 (0～2歳)	4,077	5,400	6,875	8,621	12,041	11,882	11,678	11,501	11,446
	保育所 (3～5歳)	12,694	13,269	13,029	13,580	14,866	14,210	13,419	12,768	12,232
	幼稚園	15,186	13,760	11,604	10,103	8,199	7,392	6,578	5,890	5,303
	計	31,957	32,429	31,508	32,304	35,106	33,484	31,675	30,158	28,981
福島県	保育所 (0～2歳)	6,679	8,676	10,709	11,537	18,724	18,570	18,304	18,033	17,927
	保育所 (3～5歳)	14,439	15,653	15,333	14,606	19,171	18,547	17,756	17,082	16,516
	幼稚園	35,317	33,481	30,026	24,192	20,434	18,221	16,077	14,251	12,688
	計	56,435	57,810	56,068	50,335	58,329	55,338	52,138	49,365	47,131
茨城県	保育所 (0～2歳)	9,558	11,866	15,210	18,469	28,982	31,292	33,655	35,843	38,154
	保育所 (3～5歳)	24,316	27,303	28,019	31,149	38,793	41,205	43,005	45,000	46,961
	幼稚園	45,170	44,758	40,384	35,767	28,048	21,441	15,496	10,386	5,813
	計	79,044	83,927	83,613	85,385	95,824	93,937	92,156	91,230	90,928
栃木県	保育所 (0～2歳)	7,210	9,386	11,159	13,080	22,086	23,035	24,029	25,037	26,179
	保育所 (3～5歳)	16,793	18,960	18,883	20,423	23,877	25,523	26,712	28,026	29,339
	幼稚園	34,532	33,546	31,554	27,853	25,542	20,895	16,614	12,994	9,784
	計	58,535	61,892	61,596	61,356	71,505	69,453	67,355	66,057	65,302
群馬県	保育所 (0～2歳)	9,254	11,762	14,214	15,431	24,578	27,014	29,587	32,266	34,975
	保育所 (3～5歳)	25,425	28,573	28,050	27,255	32,654	35,257	37,370	39,909	39,269
	幼稚園	29,187	26,249	22,659	20,007	15,982	10,254	5,194	762	0
	計	63,866	66,584	64,923	62,693	73,214	72,526	72,151	72,938	74,244
埼玉県	保育所 (0～2歳)	17,979	23,067	28,651	37,835	65,061	76,119	87,549	98,342	108,499
	保育所 (3～5歳)	42,152	47,490	50,913	58,594	72,553	81,478	89,393	97,770	105,407
	幼稚園	122,254	120,664	114,763	110,638	95,621	76,272	59,203	44,613	31,174
	計	182,385	191,221	194,327	207,067	233,235	233,869	236,144	240,725	245,080
千葉県	保育所 (0～2歳)	17,070	21,023	25,988	33,404	55,023	61,701	68,654	75,171	81,901
	保育所 (3～5歳)	40,529	45,326	46,609	53,371	62,998	66,524	69,480	72,976	76,497
	幼稚園	96,170	99,109	97,167	88,270	78,970	66,029	54,595	45,090	36,628
	計	153,769	165,458	169,764	175,045	196,991	194,254	192,729	193,237	195,026
東京都	保育所 (0～2歳)	54,100	60,933	70,424	90,649	144,344	160,193	175,420	187,753	200,006
	保育所 (3～5歳)	91,010	97,907	102,373	124,049	139,502	142,484	144,053	145,700	146,975
	幼稚園	170,867	179,392	171,273	167,551	145,923	127,034	109,305	93,746	79,699
	計	315,977	338,232	344,070	382,249	429,768	429,711	428,779	427,200	426,680
神奈川県	保育所 (0～2歳)	21,740	28,441	37,391	52,378	84,641	97,867	111,716	124,968	138,096
	保育所 (3～5歳)	43,377	50,442	58,105	73,576	87,583	95,131	101,958	109,598	116,936
	幼稚園	141,565	148,729	142,696	134,620	121,580	101,738	84,196	69,426	55,871
	計	206,682	227,612	238,192	260,574	293,804	294,737	297,871	303,991	310,904
新潟県	保育所 (0～2歳)	10,365	13,220	17,005	20,944	26,438	27,841	29,072	30,285	31,539
	保育所 (3～5歳)	42,852	42,914	39,252	39,677	41,404	41,123	40,364	40,003	39,610
	幼稚園	20,376	18,358	15,767	13,436	11,100	7,839	4,928	2,441	418
	計	73,593	74,492	72,024	74,057	78,942	76,803	74,363	72,729	71,567
富山県	保育所 (0～2歳)	6,677	8,346	9,226	10,082	14,722	15,342	16,206	17,209	18,265
	保育所 (3～5歳)	19,786	20,594	18,889	17,966	19,419	19,261	19,019	19,206	19,221
	幼稚園	9,695	8,974	7,660	6,192	5,292	3,593	2,120	870	26
	計	36,158	37,914	35,775	34,240	39,433	38,196	37,345	37,286	37,512

		実績← →試算								
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
石川県	保育所（0～2歳）	10,103	11,523	12,298	13,063	17,124	18,194	19,457	20,812	22,172
	保育所（3～5歳）	23,556	24,334	21,914	20,942	23,108	23,356	23,478	23,988	23,850
	幼稚園	9,266	8,646	8,123	7,716	6,392	4,380	2,584	1,010	247
	計	42,925	44,503	42,335	41,721	46,625	45,929	45,519	45,809	46,270
福井県	保育所（0～2歳）	5,917	7,104	8,298	8,860	11,821	12,399	13,033	13,675	14,352
	保育所（3～5歳）	15,891	16,394	15,797	16,156	16,671	16,476	16,203	16,143	15,811
	幼稚園	7,034	6,302	5,391	4,186	3,627	2,558	1,604	775	353
	計	28,842	29,800	29,486	29,202	32,119	31,432	30,840	30,592	30,517
山梨県	保育所（0～2歳）	3,846	4,802	5,514	6,344	8,821	9,481	10,175	10,854	11,488
	保育所（3～5歳）	14,994	15,029	13,734	13,107	14,396	14,750	15,028	15,457	15,003
	幼稚園	9,852	8,329	7,082	6,027	4,851	3,133	1,639	339	7
	計	28,692	28,160	26,330	25,478	28,067	27,363	26,841	26,650	26,498
長野県	保育所（0～2歳）	6,466	8,537	9,921	12,302	18,486	20,390	22,252	24,293	26,406
	保育所（3～5歳）	45,575	45,854	41,259	38,304	40,769	40,497	39,973	40,260	40,596
	幼稚園	16,076	14,471	13,053	11,757	10,163	6,946	4,112	1,684	0
	計	68,117	68,862	64,233	62,363	69,418	67,833	66,337	66,237	67,002
岐阜県	保育所（0～2歳）	5,346	6,951	8,521	10,900	16,705	18,686	20,690	22,637	24,495
	保育所（3～5歳）	33,309	34,149	30,532	28,343	30,744	31,753	32,471	33,544	34,559
	幼稚園	26,469	25,289	23,476	22,837	20,104	15,924	12,171	8,985	6,094
	計	65,124	66,389	62,529	62,080	67,553	66,363	65,332	65,166	65,147
静岡県	保育所（0～2歳）	13,076	15,867	18,093	20,991	36,743	40,371	44,120	47,658	51,351
	保育所（3～5歳）	29,967	32,476	32,205	34,247	39,558	41,727	43,476	45,524	47,587
	幼稚園	69,631	68,756	62,417	57,334	50,794	42,729	35,527	29,529	24,210
	計	112,674	117,099	112,715	112,572	127,094	124,827	123,124	122,711	123,147
愛知県	保育所（0～2歳）	22,832	27,915	33,853	43,282	73,626	85,265	97,784	109,922	121,918
	保育所（3～5歳）	98,469	103,377	96,263	100,246	117,098	122,988	128,550	135,497	142,163
	幼稚園	102,372	103,471	97,605	94,826	81,870	66,820	53,173	41,201	29,892
	計	223,673	234,763	227,721	238,354	272,594	275,074	279,507	286,620	293,974
三重県	保育所（0～2歳）	8,642	10,395	11,386	13,080	18,231	20,217	22,294	24,331	26,276
	保育所（3～5歳）	25,657	26,696	25,126	25,759	28,285	29,559	30,593	31,948	33,213
	幼稚園	23,040	22,081	20,141	18,630	15,437	11,504	7,998	4,958	2,174
	計	57,339	59,172	56,653	57,469	61,952	61,280	60,885	61,236	61,662
滋賀県	保育所（0～2歳）	4,944	6,750	8,191	10,301	15,677	17,746	19,841	21,988	24,130
	保育所（3～5歳）	15,820	17,388	17,108	19,060	22,260	23,351	24,200	25,332	26,473
	幼稚園	17,690	19,826	19,278	18,707	16,142	13,495	10,983	8,812	6,784
	計	38,454	43,964	44,577	48,068	54,079	54,592	55,023	56,132	57,387
京都府	保育所（0～2歳）	14,060	16,154	18,212	20,965	29,615	32,973	36,477	39,800	42,788
	保育所（3～5歳）	29,192	31,903	31,556	32,948	37,378	38,975	40,242	41,883	43,273
	幼稚園	34,052	33,637	30,377	26,248	23,662	18,123	13,212	9,003	5,167
	計	77,304	81,694	80,145	80,161	90,656	90,071	89,931	90,686	91,229
大阪府	保育所（0～2歳）	37,385	45,195	53,427	61,275	89,169	100,483	112,646	123,919	134,514
	保育所（3～5歳）	69,494	81,254	82,149	89,758	106,006	114,449	121,826	130,065	137,484
	幼稚園	140,648	139,283	122,038	113,734	95,704	72,426	52,377	35,363	19,977
	計	247,527	265,732	257,614	264,767	290,879	287,357	286,850	289,347	291,975
兵庫県	保育所（0～2歳）	19,198	23,108	27,637	33,375	52,017	58,423	65,143	71,600	77,685
	保育所（3～5歳）	46,347	51,846	51,364	57,077	66,776	72,188	76,780	81,985	86,759
	幼稚園	75,320	76,259	71,283	67,698	54,177	40,561	28,625	18,413	9,131
	計	140,865	151,213	150,284	158,150	172,970	171,173	170,548	171,998	173,576
奈良県	保育所（0～2歳）	5,627	6,439	7,320	8,813	13,936	15,359	16,842	18,242	19,453
	保育所（3～5歳）	12,999	13,903	13,395	14,707	17,083	18,375	19,450	20,645	21,643
	幼稚園	21,948	20,606	18,273	16,065	13,395	9,919	6,892	4,310	1,979
	計	40,574	40,948	38,988	39,585	44,415	43,652	43,184	43,197	43,075
和歌山県	保育所（0～2歳）	3,702	4,526	5,292	6,408	8,655	9,395	10,202	10,897	11,540
	保育所（3～5歳）	14,792	15,607	13,852	13,871	15,100	15,866	16,488	16,379	15,369
	幼稚園	11,451	10,599	8,628	7,698	5,372	2,888	787	0	0
	計	29,945	30,732	27,772	27,977	29,127	28,149	27,477	27,276	26,909
鳥取県	保育所（0～2歳）	3,974	4,978	5,529	6,564	8,676	9,078	9,381	9,666	10,105
	保育所（3～5歳）	10,202	10,697	10,093	10,662	10,992	11,042	10,888	10,798	10,615
	幼稚園	7,427	6,747	5,000	3,930	2,365	1,499	720	49	0
	計	21,603	22,422	20,622	21,156	22,033	21,618	20,989	20,512	20,719
島根県	保育所（0～2歳）	4,954	6,377	7,967	9,122	11,470	12,279	12,988	12,657	12,155
	保育所（3～5歳）	9,871	10,801	11,780	12,531	13,257	13,667	13,838	13,266	12,632
	幼稚園	5,755	5,019	4,486	3,468	2,521	1,153	0	0	0
	計	20,580	22,197	24,233	25,121	27,248	27,099	26,827	25,922	24,786

		実績←					→試算				
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
岡山県	保育所（0～2歳）	10,698	12,836	14,222	15,714	22,731	24,917	27,351	29,600	31,639	
	保育所（3～5歳）	21,635	24,880	24,774	25,664	28,811	30,215	31,380	32,778	33,940	
	幼稚園	23,525	22,771	19,732	18,887	15,923	12,196	8,808	5,819	3,046	
	計	55,858	60,487	58,728	60,265	67,466	67,327	67,538	68,197	68,626	
広島県	保育所（0～2歳）	12,032	15,223	17,793	21,429	30,040	33,062	36,391	39,686	42,926	
	保育所（3～5歳）	34,499	37,221	36,269	38,813	43,752	45,529	47,025	49,101	51,117	
	幼稚園	37,863	35,977	33,620	32,801	26,209	20,167	14,795	10,177	5,935	
	計	84,394	88,421	87,682	93,043	100,001	98,758	98,211	98,964	99,977	
山口県	保育所（0～2歳）	6,040	7,131	8,147	8,667	13,520	14,517	15,540	16,533	17,568	
	保育所（3～5歳）	16,365	17,043	15,843	15,847	18,087	18,814	19,309	19,963	20,634	
	幼稚園	19,100	18,024	16,558	16,309	13,143	10,276	7,720	5,566	3,653	
	計	41,505	42,198	40,548	40,823	44,751	43,606	42,569	42,061	41,855	
徳島県	保育所（0～2歳）	4,662	5,344	5,747	6,543	8,207	8,510	8,808	9,065	9,392	
	保育所（3～5歳）	8,401	8,897	8,074	8,463	8,962	9,257	9,387	9,551	9,735	
	幼稚園	10,167	9,126	7,890	7,194	5,608	4,180	2,920	1,866	958	
	計	23,230	23,367	21,711	22,200	22,777	21,947	21,115	20,482	20,086	
香川県	保育所（0～2歳）	7,335	8,172	8,283	9,031	12,629	13,270	13,969	14,771	15,653	
	保育所（3～5歳）	10,373	11,397	10,794	11,345	13,049	13,707	14,130	14,733	15,395	
	幼稚園	16,894	16,616	14,936	13,430	11,076	8,736	6,632	4,900	3,373	
	計	34,602	36,185	34,013	33,806	36,755	35,713	34,731	34,404	34,422	
愛媛県	保育所（0～2歳）	6,969	7,458	7,987	8,850	12,692	13,824	14,914	15,939	16,989	
	保育所（3～5歳）	16,076	16,300	14,711	14,775	17,704	18,913	19,788	20,746	21,676	
	幼稚園	21,688	20,218	18,146	17,712	13,151	9,772	6,777	4,235	1,987	
	計	44,733	43,976	40,844	41,337	43,547	42,510	41,479	40,920	40,652	
高知県	保育所（0～2歳）	5,940	6,505	6,818	7,540	9,621	9,358	9,213	9,152	9,235	
	保育所（3～5歳）	14,688	13,992	12,354	11,952	12,271	11,712	11,090	10,690	10,438	
	幼稚園	5,580	5,251	4,404	3,809	3,462	2,708	2,043	1,504	1,046	
	計	26,208	25,748	23,576	23,301	25,354	23,778	22,346	21,345	20,719	
福岡県	保育所（0～2歳）	28,632	31,898	36,495	42,783	57,427	63,164	68,514	73,254	78,354	
	保育所（3～5歳）	53,871	58,771	57,851	63,895	69,945	74,233	77,407	80,603	83,784	
	幼稚園	67,959	65,690	64,076	66,869	55,155	44,484	34,538	25,782	17,917	
	計	150,462	156,359	158,422	173,547	182,527	181,880	180,459	179,639	180,055	
佐賀県	保育所（0～2歳）	4,991	6,008	7,200	8,461	12,285	13,186	13,934	14,584	15,337	
	保育所（3～5歳）	11,808	12,797	12,553	13,550	14,691	15,489	16,014	16,509	17,015	
	幼稚園	10,851	10,589	9,198	8,697	6,633	4,924	3,313	1,866	558	
	計	27,650	29,394	28,951	30,708	33,609	33,600	33,260	32,959	32,910	
長崎県	保育所（0～2歳）	10,195	11,186	12,133	14,392	17,342	18,704	19,954	21,002	22,131	
	保育所（3～5歳）	17,467	19,204	18,156	19,865	23,581	24,352	24,836	25,350	25,038	
	幼稚園	19,743	16,744	13,920	13,109	6,976	4,128	1,629	0	0	
	計	47,405	47,134	44,209	47,366	47,899	47,184	46,419	46,352	47,168	
熊本県	保育所（0～2歳）	14,167	15,892	18,237	20,866	27,276	29,041	30,494	31,724	33,207	
	保育所（3～5歳）	27,813	28,747	28,096	30,910	32,004	32,863	33,288	33,694	34,179	
	幼稚園	18,847	17,164	15,908	15,167	11,823	9,106	6,539	4,224	2,127	
	計	60,827	61,803	62,241	66,943	71,103	71,010	70,321	69,642	69,513	
大分県	保育所（0～2歳）	7,001	7,610	8,565	9,747	15,774	17,030	18,154	19,222	20,401	
	保育所（3～5歳）	11,613	12,603	12,090	13,266	17,549	18,684	19,502	20,355	21,229	
	幼稚園	14,640	13,231	12,427	12,338	6,667	4,316	2,167	254	0	
	計	33,254	33,444	33,082	35,351	39,990	40,030	39,822	39,830	41,630	
宮崎県	保育所（0～2歳）	8,866	9,702	11,323	12,727	18,005	19,423	20,598	21,671	22,740	
	保育所（3～5歳）	15,678	16,654	16,760	17,917	19,427	20,263	20,748	21,244	21,835	
	幼稚園	12,399	10,782	9,727	10,200	7,039	4,988	3,076	1,373	0	
	計	36,943	37,138	37,810	40,844	44,471	44,674	44,423	44,288	44,575	
鹿児島県	保育所（0～2歳）	9,033	10,798	13,015	15,635	22,510	25,107	27,205	28,879	30,817	
	保育所（3～5歳）	18,516	19,713	20,459	23,206	25,206	27,216	28,650	29,823	31,002	
	幼稚園	21,995	20,007	18,797	18,621	13,977	10,109	6,501	3,279	414	
	計	49,544	50,518	52,271	57,462	61,693	62,432	62,357	61,981	62,233	
沖縄県	保育所（0～2歳）	10,755	13,277	15,899	19,716	30,778	33,952	37,136	40,102	43,397	
	保育所（3～5歳）	12,727	15,555	17,215	21,495	31,110	33,765	36,080	38,448	40,854	
	幼稚園	17,670	17,337	17,250	17,215	6,336	2,851	0	0	0	
	計	41,152	46,169	50,364	58,426	68,224	70,568	73,216	78,550	84,251	

(資料) 2015年までは実績、2020年以降は各種統計をもとに日本総合研究所が試算

(注) 実績は厚生労働省「福祉行政報告例」の保育所入所者数、文部科学省「学校基本調査」の幼稚園在園者数。2015年は幼保連携型認定こども園を含む。

(2016. 11. 29)

---

## 参考文献

- [1] 新井美保子 [2008]. 「幼稚園・保育所における乳幼児の適正人数に関する研究（その2）」『愛知教育大学研究報告57（教育科学編）』 pp.29-33、2008年3月
- [2] 池本美香（編著）[2009]. 『子どもの放課後を考える』 勁草書房
- [3] 池本美香 [2015]. 「保育士不足を考える—幼児期の教育・保育の提供を担う人材供給の在り方」 JRIレビュー2015 Vol.9, No.28
- [4] 池本美香 [2016]. 「保育の質の向上に向けた監査・評価の在り方」 JRIレビュー2016 Vol.4, No.34
- [5] 白田明子 [2016]. 『オーストラリアの学校外保育と親のケア—保育園・学童保育・中高生の放課後施設』 明石書店
- [6] 国立社会保障・人口問題研究所 [2013]. 『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』
- [7] 国立社会保障・人口問題研究所 [2012]. 『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』
- [8] ジェームズ・J・ヘックマン [2015]. 『幼児教育の経済学』 大竹文雄解説、古草秀子訳、東洋経済新報社
- [9] 庄司順一ほか [2010]. 「保育の質の評価に関する研究」『保育科学研究』 第1巻（2010年度）
- [10] 内閣府 [2014]. 「市町村子ども・子育て支援事業計画『量の見込み』『確保方策』調査集計結果」
- [11] 長津詩織 [2013]. 「へき地保育所の地域的存立過程—北海道標茶町・塘路ひしのみ保育園の事例から—」 北海道大学大学院教育学研究院紀要第118号、2013年6月
- [12] 浜松市教育委員会 [2012]. 「子どもたちの教育環境の向上を目指して—平成24年度～平成27年度浜松市学校・幼稚園規模適正化基本方針」
- [13] 文部科学省 [2015]. 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き：少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて」
- [14] 吉田幸恵 [2010]. 「保育士養成における課題」名古屋経営短期大学紀要第51号、p.81-94
- [15] Ares Abale, M. [2014]. “School Size Policies: A Literature Review”, OECD Education Working Papers, No.106, OECD Publishing.
- [16] DCFS (Department for Children, School and Families) [2008]. Practice Guidance for the Early Years Foundation Stage.
- [17] DfES (Department for Education and Skills) [2002]. Research on Ratio, Group Size and Staff Qualifications and Training in Early Years and Childcare Settings (Research Report No.320).
- [18] Im, Y. [2009]. “Towards New Directions for Korean Rural Education Policy”, in Lyons, T., Choi, J. and McPhan, G. (eds.), Innovation for Equity in Rural Education, Symposium Proceedings, University of New England, 11-14 February, Armidale.
- [19] OECD [2012]. Quality Matters in Early Childhood Education and Care: Japan.
- [20] Im, Y. [2009]. “Towards New Directions for Korean Rural Education Policy”, in Lyons, T., Choi, J. and McPhan, G. (eds.), Innovation for Equity in Rural Education, Symposium Proceedings, University of New England, 11-14 February, Armidale.
- [21] Perry, C. and Love, B. [2013]. “Rural Schools”, Northern Ireland Assembly Research and Infor-



mation Service Research Paper 27/13.

[22] The Scottish Government [2015]. Schools (Consultation) (Scotland) Act 2010: Statutory Guidance.